

(様式3) 情報提供用シート 花巻市

要望 月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局 名	担当 所属名	反映 区分
7月 18日	1 農林業・ 農村政策 の対応に ついて (1) 「農 地中間管 理事業」に おける農 地の受け 手確保の 支援措置 の創設に ついて	<p>農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢や後継者不足、輸入農畜産物の拡大など農業経営の継続に厳しい状況が続いていることに加え、飼料・資材の高止まり、米をはじめとした農産物価格の低迷、国内農畜産物の産地間競争の激化など、今後の農業経営の継続に不安を抱かせる厳しい状況が続いています。</p> <p>このような中で、農村地域に住む人々が生産意欲を低下させることのないよう持続的に農業に従事できる環境を確保し、安定的な食料供給と自給率向上の達成、そして農村地域に住む人々がそこで暮らし続け、農村地域が維持発展するため、次の事項について特段の措置を講じていただくよう要望いたします。</p> <p>(1) 「農地中間管理事業」における農地の受け手確保の支援措置の創設について</p> <p>農地中間管理機構が借り受け、受け手(借受者)が見つからない農地については、契約を解除することとなっていますが、中山間地域等の条件不利地や畑、特に樹園地については受け手(借受者)の確保が難しく流動化が進んでいない状況にあることから、借受希望者を確保するための支援措置を創設するよう国へ要請していただくとともに、県独自の支援策を創設していただきますよう要望いたし</p>	<p>県では、国に対して、狭小な農地が点在する中山間地域においては、小規模な経営体も「人・農地プラン」の中心経営体として位置付けられ、農業生産活動を行っていることから、こうした中心経営体が利用する農地について、農地集積面積として加算するよう要望しています。また、農業経営基盤強化促進法に基づく地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)に将来の地域の農業を担う者として位置付けられた経営体の経営発展に向け、「地域農業計画実践支援事業」により、機械・施設等の整備などを支援しています。</p> <p>さらに、農地の借受希望者を確保し農地の集積・集約化を進めるため、国庫補助事業の「農地中間管理機構関連農地整備事業」や「農地耕作条件改善事業」に加え、県単独事業の「いきいき農村基盤整備事業」を活用して、基盤整備が十分に行われていない農地の区画拡大や暗渠排水などの整備を支援しています。</p> <p>樹園地については、農地中間管理機構及びいわて花巻果樹産地協議会と連携し、地域計画の策定に向けた地域の話合いへの参加により農地のマッチングを促進するとともに、農地の出し手、受け手の意向の把握や、協議の場への参加など関係機関と連携しながら支援を行う予定としています。(B)</p>	県南広 域振興 局	農政部	B : 1

		ます。				
7 月 18 日	1 農林業・ 農村政策 の対応に ついて (2) 農業 後継者不 足につい て	(2) 農業後継者不足について 農業従事者の高齢化や後継者不足が続 く中で、新規就農者の確保は重要な課題 となっています。しかし、新たに農業を志 す人が就農するまでに農地や住宅の確保 が難しいことや、農業機械等の購入資金 の調達が支障となっていることから、就 農しやすい施策や就農後も安心して農業 経営を続けられる施策の充実を図るよう 国へ要請していただくとともに、親元就 農に対する県独自の支援策の更なる充実 を図ることを要望いたします。	農業・農村の持続的な発展には、地域農業 に意欲を持って取り組む新規就農者の確保・ 育成が極めて重要であることから、県におい ては、新規就農者の育成及び就農後の早期経 営安定に向け、農業次世代人材投資事業、新 規就農者育成総合対策による支援や農業大学 校において、栽培技術習得や経営確立のため の研修の開催等を行ってきたところです。 新規就農者の確保・育成については、花巻 市新規就農者確保・育成アクションプランに 基づき、市や花巻農業協同組合等の関係機関 と連携しながら、定期的なワンストップ就農 相談を実施し、農地や空き家情報の提供、栽 培技術の習得や制度資金等の活用など、様々 な相談に対応しています。 新規就農者育成総合対策は、令和4年度か ら経営発展支援事業が拡充され、就農後の経 営発展のための機械・施設等導入する場合、 親の経営に従事してから5年以内に継承し、 継承する経営を発展させる計画を立てること で補助対象となるなど、担い手子弟の就農に おいてもより活用しやすくなりました。 これらの事業は、新規就農者の確保・育成 に重要な役割を果たしていることから、今年 度も県では国に対し事業を継続するととも に、必要な予算を十分に確保するよう要望し たところです。 今後も、地域と連携しながら新規就農者の 確保から育成まで継続して支援していくとと もに、県の支援策の検討を行っていきます。 (B)	県南広 域振興 局	農政部	B : 1

7月18日	<p>1 農林業・農村政策の対応について</p> <p>(3) スマート農業推進のための支援策の充実について</p>	<p>(3) スマート農業推進のための支援策の充実について</p> <p>農業用ドローンや自動操舵システムをはじめとするスマート農業機器については、担い手不足の解消、作業の省力化対策として普及が進んでおり、今後さらなる利用拡大が期待されているところであり、より使いやすい環境の整備が求められています。</p> <p>しかしながら、農業用ドローンによる農薬散布については、登録農薬が地上散布用の約28%程度しかないことから、農業用ドローンによる農薬散布がなかなか普及しない状況となっております。</p> <p>については、農業用ドローンによる農薬散布の推進に向け、農業用ドローンで使用できる農薬の登録拡大を進めることについて、国へ要請していただきますよう要望します。</p>	<p>国では、平成31年3月に「農業用ドローンの普及拡大に向けた官民協議会」を設立し、農業用ドローンの普及拡大を推進しています。</p> <p>平成31年2月には、農薬取締法に基づく規制を緩和し、既存農薬の希釈倍率の変更登録を申請する際は、作物残留農薬試験を不要とする事務手続きの簡略化等を進めるなど、農業用ドローン散布に適した農薬の登録拡大に向けた取組が行われています。</p> <p>それにより、ドローンに適した農薬については、令和4年度末までに846剤に増やす目標に対し、令和5年4月1日時点で1,212剤となり、目標を超える登録拡大が進んでいるところです。</p> <p>また、県では、毎年、各地域で問題となっている病害虫に関する情報を集約し、必要な農薬の登録に向け、国や農薬メーカー、関係団体と協力しながら、試験を進めているところであり、ドローンに適した農薬についても、同様に取り組んでいきます。(B)</p>	県南広域振興局	農政部	B:1
7月18日	<p>1 農林業・農村政策の対応について</p> <p>(4) 水田活用の直接支払交付金の見直しについて</p>	<p>(4) 水田活用の直接支払交付金の見直しについて</p> <p>国では、令和4年度から「水田活用の直接支払交付金」を見直し、「今後5年間(R4~R8)に一度も米の作付を行わない農地は交付対象水田としない」としましたが、令和4年度補正予算では、水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対する支援や、畑地化に伴い農業者が土地改良区に決済金等を支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地</p>	<p>県では、国に対し、水田活用交付金の交付対象水田に係る5年に一度の水張りについて、りんどうなど5年以上の周期で作付転換を行っている品目もあることから、地域の実情を十分に踏まえた運用とすることを要望しているところです。</p> <p>また、水田の畑地化を支援する「畑地化促進事業」については、高収益作物の定着に有効であることから、交付単価を維持したうえで、事業を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう、要望しているところで</p>	県南広域振興局	農政部	B:1

		<p>区除外決済金等への支援、また、「令和5年産に向けた水田農業の取り組み方針」として、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田については、1か月以上湛水する農地を交付対象とし、湛水時期に関する基準は設けないとしたことについて、農業者に対する支援の拡充や水張り要件を緩和したことに対して評価するものの、食料自給に必要な農地及び農業の維持には十分でないと考えます。</p> <p>よって、県は、次の事項について特段の措置を講ずるよう、市町村と一体となり国へ要請していただきますよう要望いたします。</p> <p>① 水田活用の直接支払交付金の交付対象要件について、「5年間のうち1か月以上湛水する農地を交付対象とし、湛水時期に関する基準は設けない」とする方針が示されたが、当市の主要作物であるりんどうやアスパラガスについては、5年を超えた栽培管理を行っているところである。国においては、5年ルールの運用を現場の実情にあわせた期間に変更することについて検討していると伺っているが、5年に一度湛水管理を1か月以上行うという要件について、現場の実情に配慮した運用とすること。</p> <p>② 令和4年度補正予算において、水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者を5年間あるいは5年間分一括で支援することが示されたが、今後においても畑地化促進事業を継続するとともに、その支援内容については、5年間に</p>	<p>す。</p> <p>なお、畑地化に取り組む農業者に対しては、栽培技術の修得や、県単事業の「地域農業計画実践支援事業」等による機械・施設の整備等により、早期に生産が安定するよう支援していきます。</p> <p>地区除外決済金等については、地域の話合い等を通じて、畑地化に伴う土地改良区に与える影響を把握しながら必要な対策を検証していきます。</p> <p>引き続き、地域農業に与える影響を丁寧に検証し、必要な対策を講じるよう様々な機会を捉え、国に対して要望していきます。(B)</p>			
--	--	---	--	--	--	--

		<p>とどまらず、畑地化による小麦や大豆の生産を安心して継続できるよう、6年目以降も継続すること。</p> <p>③ 土地改良区への地区除外決済金等について、畑地化により水田が減少した場合、減少した水田面積に応じた土地改良区への新たな支援を行うこと。</p>				
7月18日	<p>1 農林業・農村政策の対応について</p> <p>(5) 農業資材等の価格高騰対策について</p>	<p>(5) 農業資材等の価格高騰対策について</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による物流混乱での輸送コスト増大、円安のほか、ロシア・ウクライナ情勢による原油価格の上昇、原料原産地の不作による配合飼料等の価格の上昇、原材料の輸出制限による肥料原料の価格の上昇を要因として、原材料の多くを輸入に依存している肥料や燃油、配合飼料等の農業資材の価格が高騰し、農業経営に大きな影響を及ぼしております。よって、県は、次の事項について特段の措置を講ずるよう、市町村と一体となり国へ要請していただきますよう要望いたします。</p> <p>① 「施設園芸セーフティネット構築事業」の予算の十分な確保に加え、生産現場のコスト増大を抑制する肥料価格高騰対策に対する支援を引き続き行うこと。</p> <p>② 酪農家は、配合飼料・輸入粗飼料をはじめあらゆる生産資材の異常な高騰や子牛価格の下落を受け、さらに生産抑制による飼養頭数の削減を求められた結果、赤字経営が続き、先行きが見</p>	<p>① 燃料、肥料の価格高騰が、農業経営に大きな影響を及ぼしていることから、県では、令和5年6月、「施設園芸等燃料価格高騰対策」の恒久的な制度化及び対象品目の拡充（菌床しいたけ等）、「肥料価格高騰対策事業」等の事業継続と十分な予算措置について、国に要望したところです。</p> <p>県では、これまで、肥料等の価格高騰への支援について、国事業の積極的な活用を進めるとともに、県独自に、肥料購入費の価格上昇分への支援、省エネルギー化に資する資材購入等への支援を行ってきたところです。</p> <p>肥料価格高騰対策について、令和5年度の春用肥料についても、令和4年度一般会計補正予算（第7号）で措置した事業の対象としており、今後も、飼料や肥料等の価格動向を注視しながら、必要な支援について検討していきます。（B）</p> <p>② 県では、飼料価格の高騰状況を踏まえ、令和5年度一般会計補正予算（第1号及び第5号）において、配合飼料購入費の価格上昇分への支援とともに、酪農経営の負担軽減を図るため、粗飼料等の購入価格の上昇分への補助に要する経費を措置したとこ</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>農政部</p>	<p>B：2</p>

		<p>通せず離農する経営体も相次ぐなど、これまでにない危機的な状況にある。</p> <p>このような状況の中、国においては、配合飼料価格高騰対策緊急特別対策や国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策を講じていただき感謝申し上げます。現状では、輸入粗飼料に対する酪農家の需要があり、本市は輸入粗飼料の購入に対する独自支援を行っている。将来的には、市においても国産粗飼料の生産に対する支援を検討しているが、酪農経営を継続するための措置として、当面輸入粗飼料を利用する酪農家に対する支援を行うこと。</p>	<p>ろです。</p> <p>今後、速やかな補助金交付に取り組むとともに、酪農経営体等を対象とした個別訪問相談活動等により、生産者の経営安定が図られるよう、関係機関・団体と一体となり取り組んでいきます。(B)</p>			
7月18日	1 農林業・農村政策の対応について (6) 森林整備事業への支援について	<p>(6) 森林整備事業への支援について</p> <p>花巻市では、森林の適切な管理を図っていくため、森林資源の把握・解析による森林情報管理、森林経営の集約化を進め、森林の保全、木材活用の推進に取り組んでおります。</p> <p>市が実施する森林整備事業については、森林環境譲与税を活用することができないため、国の事業を活用し実施しておりますが、近年、特に保育間伐等育成に関する施業の実施要望に対し、予算が減額されている状況となっております。</p> <p>森林の保全管理、将来的な資源量の確保を図るためには、適切な施業が必要であることから、森林整備事業全般に係る十分な予算の確保について国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>県では、計画的な森林整備や路網の整備の一層の促進を図るため、令和5年6月に国に対して、森林整備事業等の予算を十分に確保するよう要望を行ったところです。</p> <p>国に対しては引き続き、森林整備事業等の予算が十分に確保されるよう働きかけるとともに、適切な森林施業が計画的に実施できるよう関係機関と連携しながら取り組んでいきます。(B)</p>	県南広域振興局	林務部	B : 1
7月	1 農林業・	(7) 日本型直接支払制度の予算確保に	「日本型直接支払制度」の令和5年度交付	県南広	農政部	B : 2

18日	<p>農村政策の対応について (7) 日本型直接支払制度の予算確保について</p>	<p>ついて 農業・農村の有する多面的機能は、営農活動や農地・農業用水路等の適な保全活動を通じて発揮されるものであります。 多面的機能支払制度においては、平成27年度以降、活動組織が策定する計画に基づく交付金が満額交付されず、活動組織の計画的な活動(水路整備等)に支障をきたしていることから、日本型直接支払制度の事業費を満額確保するよう国へ要請していただきますよう要望いたします。 また、資源向上(長寿命化)における工事について1件あたりの上限額を200万円未満と設定され、わずかでも上限を超える工事を実施しようとする場合、事務負担の大きい長寿命化整備計画の作成が新たに必要となるため組織内の活動に支障をきたしていることから、一律の上限額設定ではなく工事内容によっては、長寿命化整備計画を不要にすることが可能となる見直しについて併せて国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>金の国の配分は、多面的機能支払においては要望額の77%となっています。 県では、国に対し、令和5年6月14日に、“日本型直接支払制度の十分な予算措置”を要望しているところであり、今後とも様々な機会をとらえ、国に働きかけていきます。(B) 資源向上(長寿命化)における工事については、既存補助事業との役割分担を明確にするため、1件当たり原則200万円未満とされたものを、市町村からの要望を受け、県では、令和2年度から500万円未満まで引き上げたところです。 ただし、200万円を超過する場合は、整備した施設を末永く維持管理していくことはもとより、計画的かつ適切な事業執行を担保するためにも「長寿命化整備計画」の策定は国の要綱等でも定められており、県としても必要と考えているところです。 については、「長寿命化整備計画」の策定に当たって、県も支援するので御相談願います。 (B)</p>	域振興局		
7月18日	<p>1 農林業・農村政策の対応について (8) 農業農村整備事業予算の確保を</p>	<p>(8) 農業農村整備事業予算の確保を求めることについて 花巻市においては、令和5年度時点で圃場整備実施地区が8地区、計画調査地区は新規2地区を含む6地区あり、なかでも石鳥谷西部地区3地区(大興寺地区、大瀬川地区、北寺林八幡地区)では一体的にまとまった約550ヘクタールにも</p>	<p>本県の令和6年度の農業農村整備事業関係予算については、貴市をはじめ地域からのほ場整備等の要望も踏まえ、当初予算で対前年比101%、令和5年度補正予算を加えた令和6年度の実質的な執行予算として102%を措置したところであり、前年度を上回る執行予算を確保しています。 なお、補正予算については、次年度当初予</p>	県南広域振興局	農政部	B:1

	<p>求めることについて</p>	<p>およぼ圃場整備について事業採択に向けて計画調査が進んでいます。また、集落内での合意形成を進めている申請準備地区も数多く控えている状況であり、更に農村の高齢化が進む中、農地の区画拡大による農作業効率の向上や担い手への更なる農地の集積・集約化を進める必要があります。</p> <p>また、農業農村整備事業の国の予算は、令和4年度補正予算繰越分と令和5年度当初予算を合わせると、前年度並みの予算が確保されているものの、補正予算による予算措置では、年度当初から計画的に事業を実施することができず、事業進捗に支障をきたし、結果的に事業完了が遅れる可能性があります。</p> <p>については、農業農村整備事業の令和6年度当初予算において、今年度予算額(令和5年度当初予算と令和4年度補正予算)と同額程度確保するとともに、現在、計画調査を行っている地区について、次年度以降確実に事業採択されるよう要望いたします。</p>	<p>算の一部を前倒しで確実に措置できることから、ほ場整備工事の早期発注が可能となり、適期に施工する手段としても有効であると考えており、引き続き、補正予算も活用しながら、必要な予算を確保していきます。</p> <p>また、令和5年4月14日、6月14日、9月15日、令和6年1月30日に、国に対し、“農業農村整備事業関係予算の安定的かつ十分な確保”を要望したところであり、今後とも様々な機会をとらえ、国に働きかけていきます。</p> <p>県では、収益力の高い産地づくりを進めるため、担い手への農地利用集積を一体的に進めるほ場整備を推進しており、新規採択に向けては、各地区が目指す営農ビジョンの実現性や事業計画に対する熟度を勘案しながら、国に対して計画的に事業採択申請しているところです。</p> <p>現在、貴市において計画調査を行っている地区については、事業採択が叶うよう地域における合意形成や営農ビジョンの策定を支援するとともに、地域の実情や整備要望を踏まえた熟度の高い事業計画の策定を進めています。(B)</p>			
7月18日	<p>1 農林業・農村政策の対応について</p> <p>(9) 防災重点農業用ため池のハザー</p>	<p>(9) 防災重点農業用ため池のハザードマップ作成への支援について</p> <p>「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」及び「防災重点ため池の防災工事推進特別措置法」により、市町村は防災重点農業用ため池のハザードマップを作成して住民に周知することが求められております。</p>	<p>本県では、「防災重点農業用ため池」が決壊した場合に、迅速な避難行動につなげるため、市町村のハザードマップ作成を優先的に進めています。</p> <p>また、令和3年3月に「防災工事等推進計画」を策定し、地震や豪雨による決壊の危険性などの評価を行い、計画的に対策工事を実施していくこととしています。</p>	県南広域振興局	農政部	B : 1

	ドマップ作成への支援について	令和12年度までの特措法期間内は定額補助されることとなっておりますが、ため池所有者による届け出制度が始まったことにより、今後も防災重点農業用ため池の増加が見込まれることから、対策期間内に必要なハザードマップ作成ができるように、令和6年度以降についても十分な予算の確保を国へ要請していただきますよう要望いたします。	近年、地震や豪雨による災害が激甚・頻発化しており、地域住民の安全・安心の確保に向け、ハード的な対策にソフト対策も含め、前倒しで実施することが重要と認識しています。 県では、国に対し、令和5年6月14日に、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に基づく安定的かつ十分な予算確保について要望したところであり、対策期間内にハザードマップ作成ができるよう、今後とも様々な機会をとらえ、国に強く働きかけていきます。(B)			
7月18日	1 農林業・農村政策の対応について (10) 有害鳥獣被害対策について	(10) 有害鳥獣被害対策について 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、被害の防止に係る抜本的な取組の強化について国へ要請していただきますよう要望いたします。 特にニホンジカ及びイノシシについては、生息域が拡大し、市内農作物への被害が増加傾向にあり、市の鳥獣被害防止計画に基づき捕獲目標数を達成するため、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、捕獲活動を行っておりますことから、鳥獣被害防止総合対策の十分な予算を確保するとともに、捕獲従事者の意欲向上のために当該交付金の基本単価の引き上げについて国へ要請していただきますよう要望いたします。	本県では、野生鳥獣の個体数管理や被害防止のため、狩猟期間の延長や新規狩猟者の確保などに取り組んでいるところです。 令和5年6月に、国に対し個体数管理や被害防止に必要な捕獲目標の達成に向けて、都道府県が行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」について、必要な財政支援を継続するとともに、捕獲の担い手の確保や大量捕獲技術の開発普及など効果的な個体数管理に資する施策の充実を図ること、及び「鳥獣被害防止総合対策交付金」について、有害捕獲活動の上限単価引き上げや必要な予算措置について要望したところであり、今後も様々な機会を捉えて要望してまいります。(B)	県南広域振興局	保健福祉環境部、農政部	B : 1
7月18日	1 農林業・農村政策の対応について	(11) 中山間地域等直接支払交付金の維持拡充について 中山間地域等直接支払交付金は、農業の生産条件が不利な地域における農業生	「中山間地域等直接支払制度」は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を維持するため、地域の農業生産の維持・発展や地域の活性化等に係る取組を支援するも	県南広域振興局	農政部	B : 1

	<p>(11) 中山間地域等直接支払交付金の維持拡充について</p>	<p>産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う制度として、平成12年度から実施され、当市においては、中心市街地を除くほぼ全域が法指定又は知事特認による本交付金の対象地域となっており、令和5年度において111の集落が農用地を維持・管理していくための協定を締結し、参加者数は3,023名となっております。</p> <p>当市における令和5年度の交付金額は、総額5億920万4千円であり、交付金の使途は、農地畦畔の維持管理、農道・水路の維持管理、共同利用農業機械の整備、研修会の開催、景観形成作物の栽培、有害鳥獣に対する電気柵管理に加え、現行の第5期対策（令和2年度）から追加された「集落機能強化加算分」により、高齢者の病院送迎支援や除雪支援、買物支援等の住民の生活に密着した活動等、営農に関するもの以外の活動に活用してきており、令和6年度以降においても加算金を含む交付額は増加するものと見込んでおります。</p> <p>農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するといった本制度の目的を達成するには、中山間地域での農業生産活動の当事者となる農業者の生活を守ることが重要であります。本交付金は、農業を継続するための環境整備のみならず、国土の保全、水質の涵養、良好な景観形成を行うとともに、集落単位での営農や住民共助を可能とする集落機能を維持するための財源として必要不可欠</p>	<p>のであり県土の約8割が中山間地域である本県では、極めて重要な施策であると認識しております。</p> <p>また、第5期対策から新設された集落機能強化加算は、新たな人材の確保や集落機能を強化する取組への支援を行うものであり、県では、こうした制度の周知を図り活用を促すなど、市町村等と連携し、中山間地域の農業の維持・発展や集落の活性化に向けて取り組んでいるところです。</p> <p>本制度の維持及び予算の確保については、令和5年6月に国に対して、「日本型直接支払制度の十分な予算措置」等を要望したところであり、今後も、様々な機会をとらえ、国に働きかけていきます。(B)</p>			
--	------------------------------------	---	--	--	--	--

		<p>でありますことから、今後も同制度の維持に加え、引き続き十分な予算の確保を図るよう、国へ要請することを要望いたします。</p>				
7月18日	2 産業用地等の整備における農用地区域からの除外に係る要件緩和について	<p>県内では、北上川流域地域を中心に自動車関連産業や半導体関連産業などの積極的な設備投資が進んでいるほか、物流産業においては、令和6年度からトラックドライバーへの時間外労働の上限規制が罰則付きで適用される、いわゆる「2024年問題」に対応するため、倉庫機能を兼ねた中継施設等の需要が増大することが見込まれるなど、新たな企業等を市内に誘導する好機を迎えておりますが、こうした投資需要にスピーディーに対応し、地域に産業を導入していくためには、産業用地・産業団地（以下、「産業用地等」という。）の拡張・造成が必要となります。</p> <p>産業用地等の整備の推進にあたり、候補地に「農業振興地域の整備に関する法律（以下、「農振法」という。）」に基づく農業振興地域内の農用地区域が含まれていた場合、当該地を農業振興地域内の農用地区域から除外して、農業振興地域内の農用地区域外（白地）とし、さらに都市計画法における用途地域の指定を行う場合は、「都市と農林漁業との調整措置」に基づき、農業振興地域の区域変更協議を岩手県と行う必要がありますが、その際、農振法の規定に基づき、以下の2点のいずれかを満たしていることが必要とされていると認識しております。</p> <p>（1） 土地改良法第7条第4項に規定す</p>	<p>北上川流域においては、自動車・半導体関連産業を中心に産業集積が一層加速しており、今後も更なる集積が見込まれる中、物流業においても拠点設置用地の需要が高まっているなど、産業用地が不足している状況は、県としても認識しているところです。</p> <p>企業の立地ニーズに迅速に対応し、更なる産業集積を促進するためには、可能な限り条件の良い地域にあらかじめ一定の面積の産業用地・産業団地を確保することが重要であり、農業上の土地利用の調整が計画上整った農地についても、新産業用地の候補の一つとなり得るものと考えられます。</p> <p>県では国に対して、工業団地等の整備に係る土地利用などに関する規制緩和を行うよう要望しているところであり、引き続き、国に働きかけていきます。（B）</p>	県南広域振興局	経営企画部	B：1

	<p>る非農用地区内の土地、優良田園住宅設計計画に従い優良田園住宅の用に供される土地、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律等のいわゆる地域整備法の定める計画の用途に供される土地等とすること</p> <p>(2) (1)以外で、除外の必要が生じた場合は、次の要件をすべて満たすこと</p> <p>ア 事業計画の必要性、規模の妥当性、緊急性があり、かつ農用地区域以外に代替すべき土地がないこと</p> <p>イ 除外により、農用地の集団化、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと</p> <p>ウ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと</p> <p>エ 除外により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと</p> <p>オ 土地改良事業完了の翌年度から8年を経過しているものであること</p> <p>これまでは、(1)及び(2)いずれの場合においても、個別具体的に立地企業の施設規模、立地スケジュール、雇用期待従業員数及び業種等が事前に決定している必要があると認識しておりますが、本年5月末、経済産業省は、土地利用調整の迅速化に向け、「地域未来投資促進法（以下「未来法」という。）」を活用する場合、基本計画に定める重点促進区域について、立地企業名や整備内容などの具体的な内容が盛り込まれた地域経済牽引事</p>				
--	---	--	--	--	--

		<p>業計画が確定していない段階にあっても設定が可能であることをガイドラインに明記する方針を示しました。</p> <p>このことにより、企業の立地の意思を確認する前に土地の農業上の利用との調整、いわゆる土地利用調整に着手することが可能となり、農地転用の手続きの迅速化、ひいては企業の立地促進につながることを期待されることから、ガイドラインに基づく運用が確実になされることについて、国に要請していただきますよう要望いたします。</p> <p>また、土地改良事業により用水の取水源である最上流のダムを改修した場合においても上記(2)ーオが適用となり、その受益範囲の全ての農地が事業完了の翌年度から8年間は農業振興地域内農用地区域から除外できず、産業団地の整備等に多大な影響を及ぼすものであることから、条件を緩和いただけるよう、引き続き国に要請していただきますよう要望いたします。</p>				
7月18日	3 いわて花巻空港の利用促進に係る国内路線網の拡充と国際定期便の就航促進について	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により制限されていた訪日外国人観光客の入国は、令和4年6月10日より観光目的の入国受入れが再開されましたが、大幅に減少したいわて花巻空港の利用者数は現在も回復途中であります。国際線2路線のうち台北線は本年5月10日に再開となりましたが、上海線は運休が続いていることなどから、国際観光の回復には依然時間を要すると見込まれます。訪日外国人観光客数を2</p>	<p>(1) 運航再開した台北線に続き、上海線についても早期に運航が再開できるよう、中国から日本への団体旅行の再開状況等を注視しながら、航空会社等への働きかけを行っていきます。そのうえで、国際線の更なる運航拡大を図るため、チャーター便の実績がある香港等に対して誘致活動を展開していきます。(B)</p> <p>(2) ゲートウェイ空港への国際便の拡充要望については、花巻空港における国際線の</p>	県南広域振興局	経営企画部	A : 3 B : 3

		<p>030年までに6千万人に増加させるという国が掲げる目標を達成するため、いわて花巻空港をはじめとした地方空港のさらなる利用促進が重要でありますことから、観光需要の回復・増加に対する取り組みについて、以下のとおり要望いたします。</p> <p>(1) 台北及び上海に加えて他のアジア諸国との定期便就航に向けた、県の積極的な取り組みに感謝するとともに、今後そのような取組を要望いたします。</p> <p>(2) ゲートウェイ空港となる、新千歳空港、関西国際空港、福岡空港等への国際便のさらなる拡充と地方空港へスムーズに移動できるような国内線乗り継ぎを促進させるための施策を講じるよう、国に要請していただきますよう要望いたします。</p> <p>(3) 過去に就航実績のある中部国際空港、関西国際空港、那覇空港といわて花巻空港との直通便の復活について取り組むよう要望いたします。</p> <p>(4) いわて花巻空港をはじめとした地方空港への国際定期便や国際チャーター便の更なる誘致促進について国に働きかけていただくよう要望いたします。</p> <p>(5) 令和7年の大阪・関西万博をひかえ、令和3年3月に就航した神戸線のさらなる利用促進について取り組むよう要望いたします。</p>	<p>運航再開後の状況を踏まえながら検討していきます。</p> <p>ゲートウェイ空港との乗り継ぎについては、航空乗継利用促進協議会を通じて、乗継空港における利便性向上等を国に要望しており、今後も継続して取り組んでいきます。(B)</p> <p>(3) 過去に就航実績のある空港との直通便の再開については、就航中の大阪(伊丹)線や名古屋(小牧)線など、既存路線との競合性や観光需要の見通しなどを踏まえながら、必要に応じて航空会社への働きかけを検討していきます。(B)</p> <p>なお、過去の実績はないものの、花巻と関西を結ぶ新たな路線として、神戸線が令和3年3月28日に就航しました。(A)</p> <p>(4) 地方空港への国際便の拡充については、北海道東北地方知事会を通じて、地方航空路線の維持・拡充を図るために必要な対策を講じるよう提言するなどの働きかけを行っており、今後も引き続き取り組んでいきます。(A)</p> <p>(5) 神戸線については、県内外での路線プロモーションを行うなど認知度向上に努めているほか、航空会社や旅行会社と連携し、旅行商品造成支援等により、積極的に利用促進に取り組んでいきます。(A)</p>			
7月18日	4 ホットタウン湯口の県有	<p>当市の西部に位置するホットタウン湯口の県有未造成地(7.9ha)につきましては、草刈り等の維持管理に努めていると伺って</p>	<p>県有未造成地については、引き続き、令和5年度においても、地元住民への草刈の委託を継続実施し、害虫や有害鳥獣の被害を防止</p>	県南広域振興局	土木部	B:1

	<p>未造成地の利活用について</p>	<p>いるところではありますが、雑草が繁茂しやすく、山火事の発生、病虫害の発生源、クマ、キツネなどの有害鳥獣の出没が増加するなど、日常生活の安全面に重大な影響を及ぼすおそれがあり、地元からも維持管理の充実や具体的な利活用の促進を求められているところでもあります。</p> <p>これらのことから、県におかれましては、引き続き当該未造成地の日常管理にご配慮くださいますとともに、積極的な利活用に取り組んでくださいますようお願いします。</p>	<p>し、当該敷地の環境改善を進めています。</p> <p>なお、県による土地の利活用等が難しい状況から、土地の売却処分に取り組むこととし、売却促進を図るため、令和3年度に、現地に立看板を設置するとともに、県ホームページを活用した情報発信により購入希望の掘起こしを図ったところ、問合せが寄せられたことから、令和4年度は、不動産鑑定評価を行いました。</p> <p>令和5年度においては、測量を実施し、一般競争入札を実施したところですが、売却には至りませんでした。</p> <p>今後も適切な保守管理を行うとともに、当該土地の利活用が図られるよう、引き続き売却に向けた取組を行うこととしています。</p> <p>(B)</p>			
<p>7月18日</p>	<p>5 広域的な公共交通の維持対策について</p>	<p>本市では、平成29年6月に策定した花巻市地域公共交通網形成計画に基づき、まちづくりと連携した「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現に向けた取組を進めており、その中において、花巻市立地適正化計画に位置付けられる拠点間及び近隣市町とを結ぶ幹線バス路線については、市民の日常生活に必要な広域生活路線として位置付け、行政と事業者が連携して、路線維持と利用促進に取り組んでいるところでもあります。</p> <p>一方で、モータリゼーション、高齢化及び人口減少等の進行に伴い、バス利用者は年々減少傾向にあり、路線維持には財政的援助が不可欠な状況となっています。</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症の感</p>	<p>① 県では、国に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による輸送需要の大幅な減少の影響に直面している公共交通事業者等が、安全かつ安定した運行を確保できるよう、経営上の財政支援を講じるよう要望しているところです。(B)</p> <p>② 経営状況については、県もバス路線の補助を行っている市町村と同様に県交通から情報提供を受けており、引き続き必要な情報提供を求めていきます。</p> <p>また、バス路線活性化検討会において、路線ごとの収支状況や今後の見通しについて、関係者間で共有してきたところです。</p> <p>廃止計画の開示を求めることは、県交通に路線廃止を容認しているような印象を与えかねず、他路線への影響も懸念されると</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B : 6</p>

染拡大によって、バス利用者が著しく減少したことにより、運行事業者の経営状況は急激に悪化し、大きな影響を受けております。路線バスなどの公共交通は、当市のみならず、多くの岩手県民にとって必要不可欠な移動手段であることから、運行事業者が事業を継続できるよう県と市が一体となって経営を支援することが必要な状況となっているのではないかと考えております。

そのような中、県単補助事業であります「地域バス交通支援事業費補助金」については、平成23年度から指定被災市町村への特例として、補助要件の一つである「平均乗車密度が4人以上」を適用外としていただき、加えて、令和5年度事業につきましましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ「平均乗車密度が4人以上」の要件を適用しない特例措置を講じていただくなど、国庫補助事業に準じる形で特段のご配慮をいただいたところであります。

国では「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」の一部改正（令和3年4月5日改正）により、東日本大震災の被災地域における地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の特例の期間を「平成32年度までの間」から、「令和7年度までの間」に延長し、継続して被災地への支援を行うこととしたところであります。

しかしながら、「地域バス交通等支援事業費補助金」の特例措置（激変緩和措置）による補助要件の緩和は当分の間としており、令和7年度まで継続されることは、未定とされているところです。

ころです。

一方、住民にとって必要な地域公共交通を維持するためには、減便や路線廃止の予定や、そこに至る原因等を事前に把握しておく必要があることから、バス事業者に対し、自治体の予算要求時期や地域住民への周知時間等も踏まえ、早期に必要な情報提供を行うよう、引き続き求めていきます。

（B）

③ 県では、バス事業者の厳しい経営状況を踏まえ、令和2年度から運行支援交付金を、また、令和4年度は燃料費高騰に対する運行支援交付金も交付したところであり、令和5年度においても、4月及び12月補正予算により、交付金単価を一部増額した運行支援交付金を交付したところです。

また、最も重要なことは地域の公共交通を維持確保していくことであり、地域の広域バス路線については、国に協調する形でバス事業者に対する運行欠損額の補助を行ってきたほか、事業者が維持できなくなった路線を代替交通により維持しようとする市町村に対して補助を行ってきたところです。

今年度においても、持続可能な公共交通を維持確保していくため、広域移動を伴う場合には、路線バスだけではなく、コミュニティバスやデマンド交通など地域のニーズに応じた交通モードで維持しようとする市町村に対して補助することとしたところです。

また、運転士確保が課題となっていることを踏まえ、来年度から、乗合バス事業者

	<p>当市の補助対象路線である大迫石鳥谷線及び成田線が平均乗車密度の要件を満たしておらず、補助対象から外れることが懸念されます。大迫石鳥谷線は、大迫地域からＪＲ東北本線の石鳥谷駅に接続する重要な路線であり、成田線は、花巻市内から北上工業団地や県立工業高校に接続する重要な路線のため、両路線とも花巻市民の日常生活に欠くことができない路線となっております。</p> <p>また、本年４月には、運行事業者が乗務員不足が続いていることを理由として補助対象路線の「石鳥谷線」、「成田線」のほか、当市の主要観光路線である「湯口線」、その他支線路線１路線減便、さらには、補助対象路線である「土沢線」は、令和６年３月３１日をもって廃線することとされており、今後、バス路線を維持していくためには、県及び関係市町村が運行事業者に対して単なる赤字路線の補てん以上の支援をすることが必要と考えられますことから、６月１３日に岩手県に対しまして、県民が必要とするバス路線をどのように維持していくか岩手県交通株式会社の経営に対する支援を含めて、県が中心となり県及び関係市町村と協力して支援する体制の構築などについて、関係市町とともに要望を行ったところです。</p> <p>つきましては、地域公共交通の維持・確保は重要でありますことから、運行事業者の事業継続のための財政的支援について、国に働きかけるとともに、当市内のバス路線運行事業者であります岩手県交通株式会</p>	<p>に対し、運転士の確保や採用活動、職場環境の改善等の取組に対する新たな支援を行うこととしたところです。</p> <p>今後も引き続き、減便や路線廃止の予定がある場合には、その原因も含めて情報提供を求めるなど、現状の把握に努め、市町村と共有しながら必要な対応を検討し、今年度策定する次期地域公共交通計画に反映させ、持続可能な公共交通の維持確保に取り組んでいきます。(Ｂ)</p> <p>④ 国庫補助の被災地特例等については、令和２年度までとされていた期間の延長等を国に対して強く働きかけた結果、被災地特例については、令和７年度まで延長されるとともに、激変緩和措置についても、当分の間、継続されることになりました。</p> <p>また、国に対して、「当分の間」とされている激変緩和措置の継続をはじめ、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた要件緩和や減額調整の適用除外の継続等を要望しているところです。(Ｂ)</p> <p>⑤ 県単補助の広域生活路線維持事業について、平均乗車密度４人以上を要件としているのは、利用者が少ない場合、乗合バスの運行よりも効果的な運行手段が考えられるためですが、これまで、その時々々の社会情勢等を踏まえ、被災地特例や激変緩和措置、新型コロナウイルス感染症に伴う特例といった要件の緩和を実施してきたところです。</p> <p>令和５年度においても、県と市町村で構成する地域内公共交通構築検討会において、補助制度の在り方について検討を行い、</p>			
--	---	--	--	--	--

		<p>社に対して、その経営状況（財政状況、運転手不足等）及びバス路線の維持・廃止計画等について開示するようお願いしていただき、その内容を踏まえて、県民が必要とするバス路線をどのように維持していくか岩手県交通株式会社の経営に対する支援を含めて、岩手県交通株式会社及び関連市町村と協力して検討を行い、バス路線維持計画を策定いただくよう要望いたします。</p> <p>また、国に対しましては、日常生活に必要な不可欠な広域生活路線の維持のため、特例期間の継続について要請していただき、県におかれましては国庫補助事業に準じる形となっております「地域バス交通支援事業費補助金」の特例期間を恒久的な補助対象期間としてご検討いただくほか、主要な観光路線等を補助対象路線とするなど県独自の新たな財政支援策等につきましても併せてご検討いただくよう要望いたします。</p>	<p>令和6年度についても引き続き、コロナ特例による要件の緩和を継続することとしたところです。</p> <p>今後もその時々々の社会情勢や国の特例措置の実施状況等を踏まえながら、県単補助における特例措置の継続等について検討していきます。（B）</p> <p>⑥ 新型コロナウイルス感染症や燃料費高騰の影響を受けている公共交通事業者に対して交付した運行支援交付金等の算定基礎となる車両には、観光路線で使用する乗合事業用車両も含め、路線の維持が図られるよう支援を行ったところであり、令和5年度の交付金においても、同様の算定で支援を行ったところです。</p> <p>今後も引き続き、公共交通の維持・確保が図られるよう、国、市町村、バス事業者と連携し、適時適切に対応していきます。（B）</p>			
7月18日	6 JR釜石線の存続に対する取り組みについて	<p>昨年7月25日、経営状況が厳しいローカル鉄道の在り方について、国土交通省の有識者会議において提言がまとめられ、1キロ当たりの1日平均利用者数、いわゆる「輸送密度」が「1,000人未満」といった利用者が少ない区間に関し、国が主体的に関与し、都道府県を含む沿線自治体や鉄道事業者などの関係者間で鉄道の存続策やバス・バス高速輸送システム（BRT）への転換を含めた運行見直しなどの協議に入る（仮称）「特定線区再構築協議会」の創設が提案され、要件を満たす線区については、鉄道事業者又は沿線自治体の要請を受けて</p>	<p>JR線を始めとした地方鉄道は、地域交通としての役割だけでなく、地方における観光振興、災害時の移動手段の代替性・補完性の確保等重要な役割を担っていると考えています。</p> <p>このため、令和4年11月8日には県・沿線自治体による「JRローカル線維持確保連絡会議」を開催し、鉄道の維持と更なる利用促進に取り組む方向性について認識を共有したところであり、同年12月16日にはJR東日本、国等に対して鉄道の維持に向けた要望活動を実施したところです。</p> <p>令和5年6月14日に行った令和6年度政</p>	県南広域振興局	経営企画部	B：1

		<p>新たに協議会を設置するとされたところです。</p> <p>さらに、JR東日本において、令和4年7月28日に、2019年度実績における1日当たり2,000人未満の線区について経営情報を開示し、また、8月1日には、2021年度の輸送密度のデータを公開しており、本市に係るJR釜石線の花巻～遠野間については、乗車密度644人、年間収支が12億7百万円の赤字と公表されたところであり、国土交通省の有識者会議で示された「輸送密度1,000人未満」に該当している状況となっております。</p> <p>JR釜石線については、本市においては、遠野市及び本市東和地域の各駅と新花巻駅、花巻駅をつなぐ路線であり、通勤や通学など地域住民の生活路線として利用されているほか、県外からの観光客やビジネス客が利用する新幹線駅である新花巻駅と接続している重要な路線となっており、今後、有識者会議が提言した協議会の設置の対象となり、廃線などのサービスの後退となれば、地域住民の通勤や通学が困難になることに加えて、地域の過疎化や衰退につながると懸念しているところです。</p> <p>また、6月9日には、JR釜石線の路線維持について協議を行う「JR釜石線沿線自治体首長会議」を設立するための準備会に沿線自治体の首長が出席し、JR釜石線維持についての基本的な方向性を確認の上、今後、沿線自治体と県が一体となり利用促進を図りながら、JR東日本に対して協力を働き掛けていくこととしたところで</p>	<p>府予算等に係る提言・要望等においても、先の要望と同様に、国に対し、①国が鉄道ネットワークを交通政策の根幹として捉え、鉄道路線の維持を図る方策を示すこと、②国の責任において地方路線の維持に向けた経営支援を行うこと、③黒字路線の収益を赤字路線に配分するための仕組みを創設すること、④沿線自治体や地域が実施する利用促進の取組に対する財政面の支援を行うことなどを要望しているところです。</p> <p>また、県としては、各路線における利用促進に向けた取組を強化するため、今年度新たに、沿線自治体等が実施する利用促進等に係る経費に対する補助制度を創設したところであり、今後も引き続き、地域の実情や意向を踏まえつつ、沿線自治体と緊密に連携しながら、鉄道の維持及び利用促進のための取組を行っていきます。(B)</p>			
--	--	--	--	--	--	--

		<p>ありますが、当市といたしましては、J R 釜石線は花巻市と釜石市を結ぶだけではなく、三陸鉄道を通じて沿岸地域を結ぶ重要な路線であり、J R 釜石線を存続させることは、沿線自治体のみならず三陸全体の活性化のためにも必要であると考えているところです。</p> <p>そのため、再構築協議会の設置については、慎重に対応していただくとともに、仮に協議会が設置される場合には、国やJ R 東日本とのとの間で、「廃線ありき」ではなく、存続を前提とした議論となることについての共通理解が前提となる必要があると考えます。</p> <p>また、J R 釜石線の活性化のためには、便数の増加等を含む更なる鉄道の利便性の向上に取り組み、利用者の増加をはかることも必要と考えられるところであり、そのような観点から、国に対しまして、J R 釜石線などローカル鉄道の存続を前提とした支援を要請するとともに、県におかれましても、必要な支援を行うよう併せて要望いたします。</p>				
7 月 18 日	7 予約 応答型乗合交通に係る支援について	<p>本市では、支線路線バス等が運行していない地域の生活交通として、利用者の需要に応じて運行する予約応答型乗合交通を導入しており、高齢者や車を持たない住民などの移動手段の確保を図っております。</p> <p>今後、高齢化及び人口減少等の進行に伴う路線バス利用者の減少が見込まれることから、現在、予約応答型乗合交通を導入していない地域についても、民間事業者が運</p>	<p>地域公共交通活性化推進事業費補助については、持続可能な地域公共交通体系の構築を図るため、既存の地域公共交通の見直しに伴うデマンド交通等の実証運行などを補助対象としているものです。</p> <p>また、人口減少対策路線確保事業については、県が支援を行っている国庫・県単補助路線から転換した代替交通の確保維持を図るため、広域バス路線からの転換した代替交通を</p>	県南広域振興局	経営企画部	B : 1

		<p>行する支線バス路線の維持が困難になった場合は、順次、予約応答型乗合交通への転換を図っていくこととしております。</p> <p>県においては、地域公共交通の維持確保を図る市町村に対して支援していただいておりますが、地域公共交通活性化推進事業費補助金による予約応答型乗合交通に対する補助については、地域公共交通体系の再編に伴う新たな運行を開始する実証運行に係る車両借り上げ費用や乗合システム等の初期導入費用に対する補助に限定されているため、既に運行を実施している予約応答型乗合交通の運行費用には活用できない制度となっております。また、地域バス交通等支援事業費補助金において、令和4年度に新設された人口減少対策路線確保事業では、広域バス路線からデマンド交通等に転換せざるを得ない場合の代替交通が補助対象であり、支線バス路線の代替交通は補助対象となっていないことから、今後、予約応答型乗合交通への転換を図っていくなかで財政的負担の増加が懸念されます。</p> <p>つきましては、予約応答型乗合交通などにより継続的な地域住民の生活交通の確保を図る市町村が広く活用できる支援制度となるよう、制度の見直しについて検討いただきますよう要望いたします。</p>	<p>補助対象としているものです。</p> <p>なお、市町村の地域内公共交通の維持・確保については、国庫補助である地域内フィーダー系統確保維持費補助の補助要件の緩和や補助上限額の拡大等を国に要望しているところです。</p> <p>今後も引き続き、市町村が地域の実情に応じた地域内公共交通の維持・確保が図られるよう、必要な支援や制度の見直しを行っていきます。(B)</p>			
7月18日	8 「国道4号北上花巻道路」の早期完成について	<p>国道4号山の神地内の花巻東バイパス南口から北上市村崎野地内までの3.1km区間については、地域の中核医療機関であり、花巻地区からの緊急搬送の約5割を占める岩手県立中部病院へのアクセス道路として</p>	<p>県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活を支える道路として、一般国道4号の整備の重要性を認識しています。このため、令和6年度政府予算提言・要望において、北上花</p>	県南広域振興局	土木部	B：1

		<p>重要な「命を守る道路」であります。しかし、2車線であるためボトルネックとなっており、慢性的渋滞や交通事故も多い状況にあります。</p> <p>また、当市においては、当該区間に近接する花南地区において新産業団地整備を進めており、さらに、隣接する北上市の工業団地では「キオクシア（旧東芝メモリ）」が令和元年10月に新工場を完成させ、昨年4月に着工した2棟目の工場が本年中の完成を予定していることから、今後、量産開始や関連企業の進出が見込まれており、このため、国道4号の渋滞は、ここ数年の間にも、更に深刻化することが予想されます。</p> <p>こうした中、令和3年12月には「山の神地区交差点改良」が完成し、地域の振興と発展に向けた前進であり、大変喜ばしく感謝申し上げます。</p> <p>また、令和2年度に新規事業化された「国道4号北上花巻道路」については令和4年度より飯豊地区の改良工事に着手いただいているところです。</p> <p>つきましては、岩手県立中部病院へのアクセス向上、県南地域の産業振興や物流の効率化に大きく寄与することが期待されますことから、「国道4号北上花巻道路」のより一層の事業推進について国へ要請していただきますよう、強く要望いたします。</p>	<p>巻道路を含む一般国道4号の整備促進について国に要望したところであり、今後も国へ働きかけていきます。(B)</p>			
7月18日	9 都市計画道路山の神諏訪線の供用	<p>当市では、県南地域において集積が進む自動車や半導体関連企業のほか、運輸・物流企業等を含めた幅広い企業を市内に呼び込むための施策として、また地域の基幹病</p>	<p>都市計画道路山の神諏訪線と市道材木町山の神線との交差点については、主道路である市道の1時間当たりの最大自動車等往復交通量が信号機の設置基準以上であるほか、従道</p>	県南広域振興局	経営企画部	A : 1 B : 1 C : 4

	<p>に伴う事故危険箇所交通規制について</p>	<p>院である県立中部病院へのアクセス向上などを視野に入れ、花巻PAスマートインターチェンジの整備と、そのスマートインターチェンジと国道4号を結ぶ都市計画道路市道山の神諏訪線の整備を進め、令和3年12月24日に国道4号側の1工区(L=860m)が、令和4年12月1日にスマートインターチェンジ側の2工区(L=460m)が完成し、全線を供用開始したところです。</p> <p>当該路線の整備にあたりましては、平成29年度より花巻警察署との交差点協議を行わせて頂き、国道4号側の1工区の供用開始時点においては、市道材木町山の神線との交差点については一時停止規制のみがなされ、また、市道瀬畑口下根子線との交差点については交通規制がない状態で、供用開始のやむなきに至ったところでありましたが、令和4年11月21日には交差点の南北に一時停止標識、西側に横断歩道の設置がなされたところです。</p> <p>しかしながら、本年5月25日時点において、市が確認できている範囲だけでも、市道瀬畑口下根子線との交差点で7件、市道材木町山の神線の交差点で2件の衝突事故が発生しております。</p> <p>市といたしましては供用開始当初より当交差点に注意看板を設置し注意喚起を行い、昨年4月以降、交差点の路面には赤、路肩歩行帯に緑の着色塗装に加えて、電光掲示板を設置するなど事故防止の対応を行ってきたところですが、市が道路管理者として行った対策は道路交通法による義務とは</p>	<p>路である都市計画道路の交通量の増加が見込まれることから、令和5年10月に信号機及び横断歩道1箇所を設置したほか、令和6年3月20日に供用開始された花巻PAスマートインターチェンジの出入口交差点につきましても、交通事故防止対策として一時停止規制を供用開始に合わせて実施しています。(A)(B)</p> <p>また、他の交差点への信号機等の設置につきましても、地域住民等からの要望、意見を踏まえ、自動車等の交通流量、歩行者の横断需要、周辺施設の状況等から総合的に設置の必要性を検討した上で、整備を行ってまいります。(C:4)</p>			
--	--------------------------	---	---	--	--	--

		<p>ならないことから、交差点における事故をこれ以上防ぐためには、信号機の設置や一時停止措置による確実な交通規制が必要と考えているところです。</p> <p>また、都市計画道路山の神諏訪線は、令和5年度には花巻PAスマートインターチェンジが完成する予定であることから、今後ますます交通量が増加し、今以上に交差点における事故、とりわけ人身事故が発生することが心配されるところであります。</p> <p>つきましては、花巻PAスマートインターチェンジの供用開始以前の早期に、都市計画道路山の神諏訪線における県道及びスマートインターチェンジに接する交差点6か所それぞれに信号機と横断歩道の設置を行うよう要望致します。</p>				
7月18日	<p>10 主要地方道の整備について</p> <p>(1) 主要地方道花巻大曲線の整備促進について</p>	<p>本路線は、岩手県内陸部と秋田県内陸部を接続する広域的な重要路線であり、県内においては、西和賀地域から、いわて花巻空港、東北新幹線、東北縦貫自動車道等の高速交通施設へのアクセス道路や、観光地域へ直結する観光ルートとして、産業・経済の発展や文化の交流促進などの効果が期待されています。</p> <p>また、当市と西和賀町を最短距離で結ぶだけではなく、西和賀町沢内地内においては、花巻市内の病院への通院路線として利用する重要な道路であります。</p> <p>しかしながら、本路線は、未だ冬期間において通行止めとなることから、冬期間に両市町を行き来するためには、代替え道路として国道107号を通る必要があります</p>	<p>主要地方道花巻大曲線小倉山の2工区の約2.4km 区間については、平成19年度に900mを供用開始しました。</p> <p>残る約1.5kmについては、令和元年11月に川舟トンネル(4号トンネル)西側の橋梁が概成し、令和5年1月にトンネル築造工事、同11月にトンネル内舗装工事が完了しました。引き続き、舗装やトンネル内の非常用設備などの工事を実施しており、今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A)</p> <p>その他の未改良区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>A : 1 C : 1</p>

が、その国道107号においては、8年前に大規模な土砂崩落が発生し、約8か月間の長期に渡って全面通行止めとなった経緯があったほか、令和3年5月西和賀町大石地区において、地震の影響等により山側法面に変状が確認され土砂崩落の恐れが強まったとして通行止めとなり、令和4年11月に仮橋が設置され片側交互通行により迂回している状態です。現在も、引き続き災害復旧事業が実施されており、令和5年度からはトンネル工事に着工すると伺っているところです。

本路線においても、平成30年4月に未改良区間の沢内川舟地内において道路わきから土砂崩落が発生し、さらに同年10月には別の個所においても新たな崩落が確認され、令和元年11月に通行止めは解除されたものの、冬期間の通行止めを含めた約2年間、地域住民にとって多様な役割を果たす道路が寸断された状態にありました。

こうした中、令和元年の岩手県議会9月定例会において、小倉山の2工区4号トンネルを含む未改良区間の工事について補正予算が可決され、その後、令和2年2月定例会において令和4年度までの4カ年にわたる工事契約の議決がなされ、令和2年度から本格的に工事着手しているところであり、トンネル掘削工事の開始からわずか1年あまりの期間となる令和3年11月にはトンネルの貫通がなされ、昨年10月には「川舟トンネル」と名称が決定し、本路線の全線開通に向け大きく前進している状況にあります。

		<p>つきましては、本路線が、交流・連携及び防災・減災に資する重要な路線としての機能を十分に発揮するためには、小倉山の2工区の開通が不可欠でありますことから、事業区間の早期完成に向けた確実な予算の確保を図るとともに、本路線と国道107号とのダブルネットワークの必要性に鑑み、本路線の通年通行に向けた川舟地区及び豊沢地区（豊沢ダム側）における未改良区間の早期着手につきましても特段のご高配を賜りますよう強く要望いたします。</p>				
7月18日	<p>10 主要地方道の整備について (2) 主要地方道盛岡和賀線の歩道整備促進について</p>	<p>本路線は、盛岡市と北上市を結ぶ幹線道路であり、また国道4号を補完するルートとして、地域間の交流、連携及び産業経済の活性化を支える重要な役割を担っております。</p> <p>近年、本路線の交通量は大幅に増大し、特に、大型車両の増加が著しく、沿線には人家や振興センターなどの公共施設があり、小中学生の通学路であることから、子供や高齢者の歩行が危険な状況であり、歩行者の安全対策が重要な課題となっております。</p> <p>つきましては、北湯口地区の1,404mと大瀬川地区の532mの歩道整備の早期完成に向けたより一層の事業推進について要望いたします。</p>	<p>要望の箇所については、令和5年度、北湯口地区は用地買収を進めました。また、大瀬川地区は工事を進めており、引き続き整備を推進していきます。(A:2)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>A:2</p>
7月18日	<p>10 主要地方道の整備について (3) 主要</p>	<p>本路線は、東和地域と北上市更木地区を結ぶ重要な幹線路線であり、また、岩手県立中部病院へのアクセス道路として、救急搬送や通院路線となっていることから、安全で速やかな走行が求められ、東和地域の</p>	<p>主要地方道北上東和線については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C:1</p>

	地方道北上東和線の整備促進について	<p>みならず大迫地域や遠野市等からの搬送時間の短縮が期待されます。しかしながら、当該路線において、曲折、急勾配、幅員の狭小箇所など未だ整備を要する区間が存在し、安全、安心な道路交通を確保する上で重要な課題となっております。</p> <p>つきましては、道路利用者の安全確保のため、改良整備促進について要望いたします。</p>				
7月18日	<p>11 一般県道の整備促進について</p> <p>(1) 一般県道花巻田瀬線の整備促進について</p>	<p>本路線は、東和町田瀬地区と矢沢地区を結ぶ路線で、奥州市や遠野市、一関市東部から花巻・盛岡方面へ向かう利用も多く、重要な路線となっております。また、周辺にある田瀬ダムでは、毎年各種イベントのほか全国規模のボート大会が開催されるなど、観光やレジャーでの通行量が増大しております。</p> <p>しかしながら、谷内峠付近は曲折、急勾配など未だ整備を要する区間が存在し、安全、安心な道路交通を確保する上で重要な課題となっております。</p> <p>つきましては、道路利用者の安全確保のため、改良整備促進について要望いたします。</p>	<p>一般県道花巻田瀬線谷内峠付近については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	県南広域振興局	土木部	C : 1
7月18日	<p>11 一般県道の整備促進について</p> <p>(2) 一般県道下宮守田瀬線の整備促進について</p>	<p>本路線は、国道107号と国道283号を結び、東和町田瀬地区から隣接する遠野市宮守町、奥州市江刺区に通じる幹線道路であり、また、沿線には田瀬ダム、田瀬釣り公園、オートキャンプ場などが立地しており、毎年、各種イベントが開催されているところであり、特に、田瀬ダムでは全国規模のボート大会が開催されるなど、観</p>	<p>一般県道下宮守田瀬線の要望の区間については、令和6年度は詳細設計等に着手する予定です。(A)</p> <p>なお、ご要望の区間のうち、遠野市内の一部区間において、今年度、土側溝をコンクリート側溝に更新し路面幅を拡幅する工事を進めてきたところです。</p>	県南広域振興局	土木部	A : 1

	進について	<p>光やレジャーでの交通量が増大してきており、観光振興を支援する重要な路線となっております。</p> <p>しかしながら、田瀬ダム堰堤付近は、曲折、幅員の狭小箇所など整備を要する区間が存在し、安全、安心な道路交通を確保する上で重要な課題となっております。</p> <p>つきましては、道路利用者の安全確保のため、田瀬ダム堰堤から西側約600mと東側1,300mの改良整備促進について要望いたします。</p>				
7月18日	<p>11 一般県道の整備促進について</p> <p>(3) 一般県道石鳥谷大迫線の歩道整備促進について</p>	<p>本路線は、国道4号と大迫地域を結び、地域の交流や連携及び産業経済の活性化を支える重要な路線であります。また、朝夕の通勤通学時間帯に主要道路を迂回する車両、特に大型車両による交通量が増大傾向にあります。沿線には人家が多く、近隣には保育園や小学校が位置するなど、通勤通学路として利用されておりますことから、歩行者等の交通安全対策が重要な課題となっております。</p> <p>つきましては、道路利用者の安全確保のため、歩道整備について早期着手されるよう要望いたします。</p>	<p>歩道整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めている状況です。</p> <p>要望の箇所については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	県南広域振興局	土木部	C : 1
7月18日	<p>11 一般県道の整備促進について</p> <p>(4) 一般県道花巻停車場花巻温泉郷</p>	<p>本路線は、花巻駅を起点とし、台温泉までの延長約10kmの道路であり、花巻温泉郷を訪れる多くの観光客が利用しております。台温泉は、温泉旅館、自炊旅館、日帰り温泉が点在する歴史ある温泉街で、その利用者は宿泊客、日帰り客合わせて年間約70,000人にもなります。台温泉利用客や周辺住民にとっては本路線以外にアクセ</p>	<p>要望の区間は、平成27年度に一般県道花巻停車場線と一般県道花巻温泉郷線の2路線を統合し、一般県道花巻停車場花巻温泉郷線として新規路線認定する際に、道路の現状が無いことから除外した区間であり、周辺地域における大きな環境の変化が見受けられないことや、地形が厳しく、整備には多額の事業費が見込まれることなどから、早期の整備は難</p>	県南広域振興局	土木部	C : 1

	線の延伸整備について	<p>ス道路が無く、観光面のみならず、生活道路としても非常に重要な道路となっております。</p> <p>しかしながら、本路線は、急峻な自然斜面に囲まれ、並行して台川が流れ、上流には台川ダムがあるため、近年、全国的に頻発している集中豪雨などが発生した場合、斜面崩壊や地滑り、洪水や土砂の氾濫、流木の集積などにより道路が寸断されることが懸念されております。さらに、当該地区には迂回路がないことから、このような災害時においては、台温泉利用客や周辺住民の孤立化が危惧されております。</p> <p>つきましては、災害に強い広域道路ネットワークの構築のため、本路線を主要地方道花巻大曲線まで延伸整備していただきますよう要望いたします。</p>	しい状況です。(C)			
7月18日	12 自転車道の整備促進について	<p>自転車は、近年、全国的なサイクリングブームにより、住民の健康増進や観光振興、環境への負荷軽減等にも貢献する乗り物として、その価値が改めて見直されております。</p> <p>当市においても、県の地域経営推進費を活用したサイクルツアーモデル事業の実施や「自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会」に加入し、情報交換を行いながら自転車文化の普及促進を図っているところでありますが、更なる自転車活用を図るため下記のとおり要望いたします。</p> <p>一般県道遠野東和自転車道線の整備促進について</p>	<p>一般県道遠野東和自転車道線については、平成4年度に事業着手し、延長約30kmのうち、約27kmを平成17年度までに供用しています。</p> <p>要望の区間については、地形が急峻で、事業費が大きいと見込まれ、整備は困難な状況ですが、整備済み区間の利用者の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら、総合的に検討していきます。(C)</p>	県南広域振興局	土木部	C : 1

		<p>本路線は、遠野市土淵町伝承園から宮守町を経由し、花巻市東和町田瀬に至る延長29.8kmで計画された自転車道であり、平成12年4月の一部共用開始以降、サイクリングや散策等に利用されておりますが、柏木平地区から田瀬地区への一部区間が未整備となっております。</p> <p>つきましては、遠野市宮守町柏木平から花巻市東和町田瀬までの3.3km（遠野市宮守町分2.5km、花巻市東和町分0.8km）の未整備区間について、早期の整備再開を要望いたします。</p>				
7月18日	<p>13 北上川及び北上川水系猿ヶ石川の堤防整備等河川改修について</p> <p>(1) 北上川新堀地区の治水対策の早期着手について</p>	<p>平成14年7月に発生した大雨は、市内全域で168戸が床上、床下浸水するなどの大きな被害をもたらしました。また、平成19年9月の大雨においても家屋の床上・床下浸水のほか、農地が冠水するなど甚大な被害が発生し、国土交通省当局のご尽力により、平成21年度北上川中流部治水対策事業として、市内の3地区（八幡地区、新堀地区、八重畑地区）が整備箇所として位置づけられ、輪中堤等による「連続堤だけによらない治水対策」を推進していただいております。</p> <p>その後、北上川右岸の石鳥谷地区の堤防や八幡地区の輪中堤が完成するなど、市内における改修事業が着実に推進され、さらには防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策として、当市においても河道内の樹木伐採・河道掘削等を実施していただいたほか、令和3年度、南城地区において堤防強化を実施いただくなど、国への要請</p>	<p>無堤区間が多い北上川中流部（紫波町～奥州市）においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水等の甚大な被害を受けています。</p> <p>国では、北上川中流部治水対策事業として、家屋浸水被害が発生した無堤地区等の整備を重点的に実施しており、「新堀地区」については、洪水被害の状況、今後の土地利用状況や他地区の整備状況、流域治水の取組状況等を総合的に勘案しつつ、輪中堤整備等による治水対策を検討すると聞いています。</p> <p>北上川の治水対策は県としても重要な課題であり、整備促進に向け国に働きかけていきます。（B）</p>	県南広域振興局	土木部	B：1

等にかかる県のご協力に深く感謝いたしております。

しかしながら、平成29年9月の大雨により、市内において農地冠水が発生するなど、近年は全国でも前例のない豪雨災害等が頻発しております。

本市のハザードマップによると、1,000年に一度とされる想定最大規模降雨(L2)による洪水が発生した場合、石鳥谷地域東側の多くの居住地が浸水想定区域となり、新堀地区及び八重畑地区の想定避難者数は1,800人、さらに稗貫川破堤時には、最大で約2,200人に上ると推計されます。また、150年に一度とされる計画規模降雨(L1)による洪水の場合においても、約1,300人の避難者が想定されており、これまでの指定緊急避難場所では収容しきれない状況であったことから、市では令和5年4月より、同地区内にある公園や野球場の駐車場に加え、県立高校の農場や民間ゴルフ場の4か所を、指定緊急避難場所として追加しました。

また、東和地域内を流れる北上川水系猿ヶ石川において、無堤防区間が多くあり支流中小河川との合流点において水位が上昇し農地等の冠水被害が懸念され、地域住民が大きな不安を抱えております。

そのため、北上川水系流域治水プロジェクト(令和3年3月公表、令和4年3月更新)におきましては、花巻市も流域のあらゆる関係者と一体となり、流出抑制対策や被害軽減対策、治水と環境の両立を図るためグリーンインフラの取り組みを行うとと

		<p>もに、流域治水対策等の支援事業を活用した、指定緊急避難場所へ向かう避難路の整備、追加した指定緊急避難場所の環境整備などを進めてまいります。</p> <p>つきましては、国において、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策をより一層推進され、堤防等の基本的な治水対策施設の整備を計画的に推進されますとともに、地方公共団体が実施する流域対策におきましては、交付金事業等による新規支援制度や制度拡充など柔軟な対応を図ることを要請いただくことを要望いたします。</p> <p>また、令和6年度治水事業費の大幅な増額や所要額を確保し、北上川上流河川改修事業の更なる促進が図られるよう、国へ要請いただくことについて、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 北上川新堀地区の治水対策の早期着手について</p> <p>一級河川北上川左岸石鳥谷大橋下流の新堀地区について、引き続き治水対策の検討を進めていただき、輪中堤整備等による早期の事業着手をお願いいたします。また、同地区の河川整備計画にある堤防未整備区間についても事業着手を要望いたします。</p>				
7月18日	13 北上川及び北上川水系猿ヶ石川の堤防整備等河川	<p>(2) 北上川八重畑地区の治水対策の早期着手について</p> <p>一級河川北上川左岸東雲(しのめ)橋下流の八重畑地区について、引き続き治水対策の検討を進めていただき、輪中堤整備等による早期の事業着手をお願いいたしま</p>	<p>無堤区間が多い北上川中流部(紫波町～奥州市)においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水等の甚大な被害を受けています。</p> <p>国では、北上川中流部治水対策事業として、家屋浸水被害が発生した無堤地区等の整備を</p>	県南広域振興局	土木部	B:1

	改修について (2) 北上川八重畑地区の治水対策の早期着手について	す。また、同地区の河川整備計画にある堤防未整備区間についても早期の事業着手を要望いたします。	重点的に実施しており、「八重畑地区」については、洪水被害の状況、今後の土地利用状況や他地区の整備状況、流域治水の取組状況等を総合的に勘案しつつ、輪中堤整備等による治水対策を検討すると聞いています。 北上川の治水対策は県としても重要な課題であり、整備促進に向け国に働きかけていきます。(B)			
7月18日	13 北上川及び北上川水系猿ヶ石川の堤防整備等河川改修について (3) 北上川八幡地区の堤防整備の早期着手について	(3) 北上川八幡地区の堤防整備の早期着手について 一級河川北上川の井戸向(いどむかい)橋付近から下流の右岸約3.0km区間について、早期の堤防整備を要望いたします。	無堤区間が多い北上川中流部(紫波町～奥州市)においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水等の甚大な被害を受けています。 国では、北上川中流部治水対策事業として、家屋浸水被害が発生した無堤地区等の整備を重点的に実施しており、「八幡地区」の上流部においては、平成23年度に家屋浸水被害対策として築堤(輪中堤)の整備が完了しています。「八幡地区」の下流部については、洪水被害の状況、今後の土地利用の状況や他地区の整備状況、流域治水の方向性等を総合的に勘案しつつ、検討すると聞いています。 北上川の治水対策は県としても重要な課題であり、整備促進に向け国に働きかけていきます。(B)	県南広域振興局	土木部	B:1
7月18日	13 北上川及び北上川水系猿ヶ石川の堤防整備等河川改修について	(4) 北上川宮野目地区の堤防整備の早期着手について 一級河川北上川の東北横断自動車道釜石秋田線北上川橋付近から下流の右岸約2.0km区間について、早期の堤防整備を要望いたします。	無堤区間が多い北上川中流部(紫波町～奥州市)においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水等の甚大な被害を受けています。 国では、北上川中流部治水対策事業として、家屋浸水被害が発生した無堤地区等の整備を重点的に実施しており、「宮野目地区」については、洪水被害の状況、今後の土地利用状況	県南広域振興局	土木部	B:1

	(4) 北上川宮野目地区の堤防整備の早期着手について		<p>や他地区の整備状況、流域治水の方向性等を総合的に勘案しつつ、検討すると聞いています。</p> <p>北上川の治水対策は県としても重要な課題であり、整備促進に向け国に働きかけていきます。(B)</p>			
7月18日 7月18日	<p>13 北上川及び北上川水系猿ヶ石川の堤防整備等河川改修について</p> <p>(5) 北上川外台地区の堤防整備の延伸について</p>	<p>(5) 北上川外台地区の堤防整備の延伸について</p> <p>一級河川北上川と一級河川豊沢川との合流点より下流右岸側は、平成15年度事業において延長0.6kmの堤防が整備されましたが、その下流側は、現在も無堤防区間となっていることから、さらに約1.2kmの堤防整備を要望いたします。</p>	<p>無堤区間が多い北上川中流部（紫波町～奥州市）においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水等の甚大な被害を受けています。</p> <p>国では、北上川中流部治水対策事業として、家屋浸水被害が発生した無堤地区等の整備を重点的に実施しており、「外台地区」については、洪水被害の状況、今後の土地利用状況や他地区の整備状況、流域治水の方向性等を総合的に勘案しつつ、検討すると聞いています。</p> <p>北上川の治水対策は県としても重要な課題であり、整備促進に向け国に働きかけていきます。(B)</p>	県南広域振興局	土木部	B:1
	<p>13 北上川及び北上川水系猿ヶ石川の堤防整備等河川改修について</p> <p>(6) 北上川水系猿ヶ石川の河川改修について</p>	<p>(6) 北上川水系猿ヶ石川の河川改修について</p> <p>猿ヶ石川右岸の東和地域安俵地区（矢崎橋付近から上流右岸約1.0km）と同左岸の南成島地区（毘沙門橋付近から上流左岸約0.5km）の無堤防区間について、堤防整備等による河川改修の早期着手を要望いたします。</p>	<p>無堤区間が多い北上川中流部（紫波町～奥州市）においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水等の甚大な被害を受けています。</p> <p>国では、北上川中流部治水対策事業として、家屋浸水被害が発生した無堤地区等の整備を重点的に実施しており、「猿ヶ石川の東和町地内（安俵地区、南成島地区）」については、洪水被害の状況、今後の土地利用状況や他地区の整備状況、流域治水の方向性等を総合的に勘案しつつ、検討すると聞いています。</p> <p>北上川の治水対策は県としても重要な課題</p>	県南広域振興局	土木部	B:1

	について		であり、整備促進に向け国に働きかけていきます。(B)			
14	<p>県管理河川の改修整備促進について</p> <p>(1) 滝川の河川改修整備の早期着手について</p>	<p>近年の台風や豪雨を原因とする家屋の床上・床下浸水や農地の冠水などの被害については、地域住民が大きな不安を抱えているほか、災害に強い河川への改修を求める要望が多く寄せられているところであります。突発的、多発的に発生する浸水被害を軽減するためには、築堤工事や護岸整備といった中長期的な事業のほか、樹木伐採や河道掘削等、それぞれの地域に即した緊急的な対策が必要であり、当市においても河道内の樹木伐採、河道掘削等を実施していただいていることに深く感謝しております。</p> <p>引き続き、河川の氾濫や浸水等による被害を未然に防止し、災害に強いまちづくりを推進するため、県管理河川の改修整備促進について要望いたします。</p> <p>(1) 滝川の河川改修整備の早期着手について</p> <p>東和町砂子地区を流れる一級河川滝川は、北上川水系毒沢川の支流であり、毒沢川合流部からの約1.1kmは河川改修が終了しているものの、上流部の1.7km区間は未改修のため出水により河岸が被災し、部分的・点的に災害復旧事業で被災箇所を復旧している状況です。また、近年の局地的な豪雨による出水時は河川断面が小さいことから、溢水して農地に冠水被害を及ぼすなど河川改修整備が必要であります。</p>	<p>県内の河川改修事業については、近年の洪水により家屋の浸水被害が発生した箇所を優先的に進めています。御要望の箇所については、平成29年9月洪水において田畑の浸水被害があったものの、家屋の浸水被害がなかったことから、周辺の土地利用状況やほ場整備事業の計画内容も踏まえながら、県全体の治水対策の中で緊急性、重要性を勘案しながら事業化について検討していきます。</p> <p>また、河川巡視等により河川の状況把握を行い、緊急性などを考慮しながら河道掘削や立ち木伐採を実施し、今後とも適切な維持管理に努めていきます。(C)</p>	県南広域振興局	土木部	C:1

		つきましては、未改修区間の河川改修整備について、早期に計画に掲載し事業着手されるよう要望いたします。				
7月18日	14 県管理河川の改修整備促進について (2) 県管理河川における河道内の樹木伐採・河道掘削について	(2) 県管理河川における河道内の樹木伐採・河道掘削について 県管理河川における河道内の樹木伐採・河道掘削の必要な箇所について、引き続き事業を実施し、河道内の断面不足の解消を速やかに講じるよう要望いたします。	河道掘削及び立ち木伐採については、緊急性や重要性を勘案しながら計画的・継続的に取り組んできたところです。 令和元年からは、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」や「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」による国費も活用しながら、豊沢川や稗貫川など13河川18箇所で河道掘削及び立ち木伐採を実施してきました。 令和5年度は稗貫川、上口川において河道掘削及び立ち木伐採を行っており、今後も現地の状況を確認しながら河川の適切な維持管理に努めていきます。(A)	県南広域振興局	土木部	A : 1
7月18日	15 在宅超重症児(者)等短期入所受入体制支援事業における対象者拡充と受入体制の充実について	医療的ケアを必要とする在宅の重症児(者)とその家族を支援するため「岩手県在宅超重症児(者)等短期入所受入体制支援事業」が平成29年10月1日から始まり、本市においても「花巻市在宅超重症児(者)等短期入所受入体制支援事業実施要綱」を定め支援体制を整備したところであります。 当該事業は県の実施要綱第2の別表第1における判定スコアの合計が25点以上の場合を超重症児(者)、10点以上25点未満の場合を準超重症児(者)と定義し、短期入所支援に係る事業所への補助金を県と市町村がそれぞれ1/2を負担するものですが、判定スコアが10点未満でも経管栄養や胃ろう、吸引、導尿などの医療的ケアが	「岩手県在宅超重症児(者)等短期入所受入体制支援事業」は、超重症児(者)等を対象とした障害福祉サービスの介護給付費と入院時における診療報酬との差が大きいことから、この差に相当する金額を市町村を通じて事業所に補助することにより、特に濃密な医療的ケアが必要な超重症児(者)等の在宅でのケア負担の軽減を図ることを目的に創設した事業です。 一方で、超重症児(者)等の判定スコアに及ばない医療的ケア児の診療報酬については、重症児受入体制加算の対象外となり、介護給付費と比較して差が小さいと考えられるため、差額相当額の上乗せによる事業所への経済的なインセンティブを通じた短期入所受入の促進という制度の主旨から、対象者の拡	県南広域振興局	保健福祉環境部	C : 1

		<p>必要な障がい児（者）に関しても、家族の負担感は変わらないにも関わらず、当該事業の該当から除外されております。また知的障がいと身体障がいを併せもつ「重症心身障がい児」に関しても、当該事業の該当から除外されている状況であります。介護の負担が大きい「重症心身障がい児」も本制度の対象とするとともに、短期入所の受入体制の充実が図られるよう要望いたします。</p>	<p>大についてはなお慎重な検討が必要であると考えます。</p> <p>また、重症心身障がい児については、医療的ケアを要しない場合、介護給付費と診療報酬との差が生じないため、本事業の趣旨から同様に対象とすることには、慎重な検討が必要であると考えます。</p> <p>なお、県では、医療的ケア児の短期入所に対応できる受入施設を拡大するため、国に対し、障害福祉サービスの報酬単価を入院時の診療報酬単価相当額に引き上げるよう、併せて重症心身障がい児を受け入れる施設に対する報酬を引き上げるよう要望を行っており、令和3年度の報酬改定では、短期入所事業所が医療的ケア児等の受入れ体制を強化した場合に報酬上評価するなどの措置が講じられているところです。</p> <p>今後とも、医療的ケア児等の短期入所の受入体制の充実が着実に図られるよう、引き続き国に対し、報酬単価の引上げについて要望していきます。</p> <p>また、県では引き続き、医療的ケア児等とその家族や、医療機関、施設・事業所等の実態把握に努め、具体的な支援方を検討していきます。（C）</p>			
7月18日	1665歳以上の高齢障がい者が障害福祉サービスに相当する	<p>改正障害者総合支援法施行に伴い、同法施行令及び同法施行規則が平成30年4月1日に改正され、65歳に至るまで長期間にわたり障がい福祉サービスを利用してきた高齢障がい者に対し、介護保険サービスの利用者負担を軽減（償還）する仕組み（新高額障害福祉サービス等給付費）が創設さ</p>	<p>本制度は、高齢障がい者の障がい福祉サービスから介護サービスへの円滑な移行を目的とするものですが、介護保険サービスを利用する一般高齢者との公平性等に留意する必要がありますので、市町村や関係団体等の意見も参考にしながら、制度改正も含めて国への働きかけを検討していきたいと考えていま</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B：1

	<p>介護保険サービスを利用する場合の利用者負担軽減について</p>	<p>れましたが、その対象者の要件は、次の全ての要件を満たすものとされています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 65歳前5年間引き続き障がい福祉サービスを利用 2 障がい福祉サービス相当の介護保険サービスを利用 3 障がい支援区分2以上であった 4 非課税世帯・生活保護世帯 5 65歳前に介護保険サービスを利用していない <p>しかし、上記要件をすべて満たす高齢障がい者は一部に限られ、介護保険サービスの利用者負担が新たに生じることから、障がい福祉サービスから介護保険サービスへの円滑な移行が困難となっています。</p> <p>つきましては、全ての高齢障がい者が介護保険サービスに移行するにあたり利用者負担が軽減されるよう国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>す。(B)</p>			
<p>7月18日</p>	<p>17 地域生活支援拠点等の整備について (1) 地域生活支援拠点等の整備・運営に係る財政措置について</p>	<p>国においては、令和2年に「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を改定し、令和5年度末までの間、障がい者の高齢化・重度化・家族支援が受けられなくなった場合を見据え、障がい児・者の地域生活支援を推進する「地域生活支援拠点等」について、各市町村又は圏域に少なくとも一つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを義務付けております。</p> <p>しかし、令和4年4月時点での地域生活支援拠点等の全国の整備状況は、全国自治</p>	<p>県では岩手県障がい者プランにおいて、障がい者一人ひとりが、地域の人たちと支え合う仲間として、いきいきと暮らすことができるよう障がい者が安心して生活できる環境の整備を進めることとしており、そのためには地域生活支援拠点等の整備は重要と考えています。</p> <p>地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターを配置する経費については、国の地域生活支援事業である「地域移行のための安心生活支援」の活用が可能とされておりますが、県では、地域生活支援事業について地域のニーズに基づ</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B : 1</p>

		<p>体数 1,741 市町村に対し、1,048 市町村で、整備率は 60.2%と低い状況にあります。</p> <p>この背景には、サービス機能の連携強化や新たな支援体制の構築が必要かつ重要であるにもかかわらず、それらを推進するための人的経費や整備にかかる財源が確保されていないことが大きな要因としてあるものと考えます。</p> <p>当市においては、国の指針に基づき地域生活支援拠点等の体制整備を進め、令和 4 年 3 月から事業を開始しております。</p> <p>当市の令和 5 年度の地域生活支援拠点に係る予算措置は、37,192 千円であり、特定財源として国県の補助金を見込んでいるものの運営経費のほとんどが一般財源等の市の財源となっております。</p> <p>整備の推進と今後の運営に係る財源としては、国の地域生活支援事業の「地域移行のための安心生活支援」の活用が可能となっておりますが、その対象は緊急時や体験のための居室確保や地域生活移行のためのコーディネーターの配置に限られており、運営に係る人件費、緊急時の受け入れに係る体制整備のための経費、管理や運営のためのシステム経費等は対象になっておりません。また、補助対象経費の 1/2 以内の補助となっておりますが、昨年度は圧縮率 55.4%と国の予算内での交付となるため、満額支給されていません。加えて、地域生活支援拠点等の機能の一つである「相談支援」については、今まで基幹相談支援センターを中心として市内 8 か所の相談支援事</p>	<p>き必要な事業が実施できるよう、その十分な財政措置について、昨年度に引き続き厚生労働省に要望を行ったところであり、今後も機会を捉えて国に対して要望していきます。</p> <p>(B)</p>			
--	--	---	---	--	--	--

		<p>業所との連携により支援してまいりましたが、増加する相談業務に対応するために、人的経費の他、多くの経費を投入し現在に至っている状況であり、国の支援として普通交付税措置されているとはいえ、支出が増大する中で現状において用意されている補助金のみでは、今後の地域生活支援拠点等の持続的な運営に支障をきたすことも予想されます。</p> <p>つきましては、今後、家族支援が受けられなくなった場合等、さらに必要性が高くなる地域生活支援拠点等の整備について、国が示す指針に基づき整備し、持続的に運営するためには財源確保等が喫緊の課題であることから下記のとおり要望いたします。</p> <p>(1) 地域生活支援拠点等の整備促進及び持続的な運営のため、国において新たな補助金制度を創設すること。また、現在の地域生活支援事業の補助対象を拡充するとともに、満額の支給とし十分な財政措置を講じるよう国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>				
7月18日	17 地域生活支援拠点等の整備について (2) 県独自の地域生活支援拠点当の	<p>(2) 岩手県におかれましても、地域生活支援拠点等の整備及び持続可能な運営を支援する新たな補助金制度を創設するとともに、他自治体の先進的な取組等に関する情報提供や関係機関との意見交換会の開催について検討いただきますよう要望いたします。</p>	<p>県では、新たに地域生活支援拠点として施設を整備する法人に対し、国庫補助を活用した施設整備費補助を行うこととしておりますが、他自治体の先進的な取組等に対する情報提供を行うほか、今後も整備促進に向けた支援に努めていきます。(B)</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B : 1

	整備・運営に係る財政措置及び他自治体の情報提供や関係機関等の意見交換会の開催について					
7月18日	18 国民健康保険に対する財政支援について	<p>市町村の国民健康保険は、他の医療保険（被用者保険、後期高齢者医療制度）に加入されていないすべての住民を対象とした医療保険であり、わが国の国民皆保険の根幹をなす制度であります。</p> <p>この市町村の国民健康保険は、被保険者に高齢者や低所得者が多いこと、医療費水準が高いことなど構造的な課題を抱えていることから、持続可能な保険医療制度を構築するため、平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、平成30年度より都道府県が財政運営の責任主体として市町村とともに国民健康保険の運営を担う新しい国民健康保険制度が始まっております。</p> <p>この制度改革により、国民健康保険の財政基盤について安定を図るため、国から毎年約3,400億円の財政支援が行われておりますが、制度が抱える構造的な課題や年々増え続ける医療費により、依然として</p>	<p>県では、現在の国民健康保険制度については、国保制度特有の構造的な課題の解決に対応したものになっているとは言えないと認識しており、これまでも、県の政府予算提言・要望や全国知事会として、国に対し、国庫負担率の引上げなど、様々な財政措置の方策を講じるよう要望してきたところであり、今後も、引き続き要望していきます。(A)</p> <p>国保の都道府県化に伴う国の激変緩和措置については、被保険者の保険料負担の急増を緩和するため、平成30年度から令和5年までの6年間を激変緩和期間と定め、平成28年度と比較して一定割合を超えて増加する市町村に対して財政支援してきたところです。今後は、県の国民健康保険財政安定化基金等を活用し、納付金について年度間の平準化を図る等、安定的な国保財政の運営に努めていきます。(C)</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	A : 1 C : 1

		<p>国民健康保険の財政運営は厳しい状況にあります。</p> <p>つきましては、住民に身近な医療保険である国民健康保険を今後も安定して存続させるために、引き続き国による財政支援の継続と更なる拡充について、また、令和5年度に終了予定とされている都道府県化に伴う保険料上昇を抑制するための激変緩和措置の継続について、国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>				
7月18日	19 日本語指導担当教員の配置について	<p>日本に定住する外国人世帯の増加により小・中学校での在学を希望する外国人児童生徒が増加傾向となっており、教員等との意思疎通が十分にできず、学校生活に適應できない児童生徒への対応が求められています。花巻市においては、当該児童生徒に対し、日本語指導及び学校生活支援のため、独自に講師派遣を行い対応しているところですが、外国人生徒が扱う言語は英語、中国語、タガログ語など多様であり、対応できる指導講師の確保について困難を極めています。</p> <p>つきましては、外国人児童生徒の実態に応じた教育の充実を図るため、県におかれましては、日本語指導担当教員の計画的・安定的な配置がなされるよう体制の構築を要望いたします。</p>	<p>外国人児童生徒等教育に必要な教員の配置については、加配を必要とする学校等の状況を精査した上で毎年国へ加配を要望し、配置しているところです。</p> <p>平成29年度から義務標準法の一部が改正され、外国人児童生徒等教育については、10年をかけて、日本語指導担当教員が基礎定数化されることとなり、指導が必要な児童生徒18人に対し、担当教員1人が定数措置されることとなりました。また、本県のような散在地域（児童生徒が18人に満たない地域）への対応のための加配が一定数措置されています。</p> <p>この改正を受け、本県におきましては、今年度は基礎定数化分2人と加配措置分3人を合わせて5名の教員を県内の小・中学校に配置していますが、外国人児童生徒の在籍等、各市町村の状況を踏まえながら、引き続き加配措置を国に要望していきます。（B）</p>	県南広域振興局	中部教育事務所	B：1
7月18日	20 部活動指導体制の環境	<p>学校教育法施行規則が改正され、中・高等学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（教育課程外）に係る技術</p>	<p>県では、部活動指導の質的な向上及び教職員の負担軽減の取組のひとつとして「部活動指導員」の配置を推進しており、その経費の</p>	県南広域振興局	中部教育事務所	B：1

	<p>を整備するための財政措置の継続について</p>	<p>的な指導に従事する部活動指導員が新たに位置づけられました。この改正により、部活動指導員は部活動の指導、顧問、単独での引率を行うことが可能になるなど、部活動指導体制が充実しました。</p> <p>花巻市教育委員会が令和4年度に実施した調査によると、中学校教員においてはその時間外勤務の約15パーセントが部活動指導によるものであり、平成30年度以降、概ね減少傾向にあるものの、依然として大きな負担となっていることから、負担軽減はもちろんのこと、生徒へのきめ細やかな指導が期待されているところです。</p> <p>花巻市においては、国県補助制度を活用しながら市内全中学校に指導員を配置して部活動指導の充実と教員の負担軽減を図ることとしておりますが、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、令和2年度から指導員の身分が会計年度任用職員に移行され、部活動指導員の期末手当が補助対象経費となったものの、大会等に引率する際の旅費については補助対象経費に含まれていないところです。</p> <p>つきましては、教員の負担軽減及び部活動指導体制の充実を図るため、部活動指導員が大会等に引率する際の旅費についても補助対象経費とし、部活動指導員配置の補助制度を継続していただきますよう国へ要請いただきますよう要望いたします。</p>	<p>一部については国からの財政的な支援が図られているところです。</p> <p>教職員の長時間勤務に支えられている現在の部活動の適正化を図るため、今後とも多様な経験・専門性を持った部活動指導員の配置を促進することは重要と考えており、国に対して「部活動指導員」の配置拡充等への財政支援を要望しました。(B)</p>			
7月18日	21 県立高等学校のあり方	「新たな県立高等学校再編計画（前期計画）」が平成28年3月29日に策定され、当市に設置されている県立高等学校のう	貴市の大迫高等学校をはじめとした県立高校への各種支援等の取組に対し、感謝申し上げます。	県南広域振興局	中部教育事務所	B：2

	<p>について (1) 県立高等学校の再編について</p>	<p>ち、大迫高等学校につきましては1学級校として存続することをお認めいただき、また、花巻南高等学校、花北青雲高等学校については、学級減等の対象となっておりますが、いずれも実施が見送られたところでもあります。さらに、令和3年5月24日に公表された令和3年度から令和7年度までを計画期間とする後期計画においても本市に設置されている県立高等学校については、いずれも再編の対象とならなかったところであり、県立高等学校の再編に係る県教育委員会のご英断に深く感謝申し上げます。</p> <p>高等学校教育の機会均等を堅持することは、本県の将来を担う人材の育成という観点から極めて重要であり、また、地方創生への取組の推進という側面からも高等学校の存続や定員の維持は必要不可欠な要素であることから、改めて以下のとおり要望いたします。</p> <p>① 大迫高等学校につきましては、平成30年度から県教育委員会のご理解を賜り、県外からの留学生の受入れを実現し、小規模校の特性を生かした生徒一人ひとりに合わせた指導を行ってきたところです。また、「地域みらい留学」事業の活用により、地域の方々や関係団体と連携し県外からの留学生募集に取り組むなど、大迫高等学校の魅力情報を発信したほか、生徒への支援補助の拡充をした結果、本年度は、留学生6人を含む入学者数27人を確保できたところです。今後におきましても、令和2年度からの県教育委員</p>	<p>① 令和3年5月に策定した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」では、教育の質の保証と機会の保障に加え、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」を基本的な考え方としています。</p> <p>同計画においては、1学級校の存在が地方創生の推進に重要な役割を果たしている地域では、自治体と連携した教育活動の充実が進められている現状も踏まえ、後期計画期間中において一定の入学者のいる1学級校を維持することとしています。</p> <p>「地域みらい留学」事業を活用し、地域の支援をいただきながら大迫高等学校で行われる県外生徒の受入れ等の取組が、同校の生徒確保に繋がるよう期待するとともに、今後の同校の志願状況等の変化を注視していきます。(B)</p> <p>② 県教育委員会では、後期計画の基本的な考え方に基づき、後期計画期間中においては、各地域の学校を規模も含めてできる限り維持するとともに、地域における学校の役割を重視した魅力ある学校づくり、及び地域産業を担う人材育成等に向けた教育環境の整備を図ることとしています。</p> <p>また、各地域の実情や全県的な学校配置のバランスを重視し、盛岡ブロックにおける大規模校の統合や、地域の産業教育の拠点となる専門高校等の整備などを進めており、令和4年度から全県展開している「いわて高校魅力化・ふるさと創生推進事業」等の県教育委員会による施策の推進と併せながら、教育環境の充実に取り組んでいきます。(B)</p>			
--	-----------------------------------	--	--	--	--	--

		<p>会の「高校の魅力化促進事業」指定校として関係団体と連携し、「探究」学習の推進やICTの活用のほか、地場産業であるブドウの栽培・収穫体験や、ユネスコ無形文化遺産早池峰神楽の伝承や国際交流活動などに取組むことで、学校のさらなる魅力化を図り、生徒確保に努めてまいります。</p> <p>一方で、後期計画において、1学年1学級の学校については、入学者数が2年連続で20人以下となった場合には、原則として、翌年度から募集停止とし、統合に向けた協議を行うこととされています。また、再編の方向として、1学級校については、できる限り維持しつつ、入学者の状況や地域の実情等を踏まえながら、その在り方を検討するとされています。仮に入学者数が2年連続で20人以下となった場合でも、広い大迫地域で、他地域への通学が困難な生徒がいる状況には変わらないこと、小規模校ならではの特色ある教育活動により魅力化を図る同校への進学を求める市内外の生徒がいることも踏まえ、原則にとらわれることなく地域への十分な説明や実情等の意見聴取に努めながら、慎重なご対応とより一層のご指導を賜りますようお願いいたします。</p> <p>② 県立高等学校につきましては、統合や学級減のみを進めるのではなく、工業、農業、商業等の地域の産業を支える人材の確保のため、専門高校における産業教育を一層充実させる必要があると考えて</p>				
--	--	---	--	--	--	--

		<p>おります。また、普通高校について、盛岡の高校に他市町村からの生徒が流出していく状況を改善し、それぞれの地域で教育の機会を保障することが必要と考えておりますことから、進路の選択肢の拡大や地域について学ぶカリキュラムの構築など、それぞれの高校の魅力を高める施策の充実を要望いたします。</p>				
7月18日	<p>21 県立高等学校のあり方について (2) 県立の併設型中高一貫教育校の新設について</p>	<p>併設型中高一貫教育校につきましては、次世代のリーダーとして、将来の岩手県に貢献できる人材の育成を目指し、平成21年4月に県立一関第一高等学校で導入されたところであり、これまでの入学志願倍率は附属中学校、高等学校ともに順調に推移しているものと推察いたします。近年は少子化の影響を受け入学志願倍率が前年度を下回っており、令和5年度は附属中学校が1.50倍、高等学校が0.93倍と以前に比べ低い倍率になっているものの、同校においては、異年齢間の協働を基盤とした中高一貫教育による段階的な探究活動と科学技術人材の育成に力を入れるなど、6年間にわたる一貫した取組により、毎年、難関大学や医学部医学科への進学者を輩出しており、本年度においても東京大学1人を含む難関大学に17人、医学部医学科に8人が合格するなど、次世代のリーダー足り得る人材の育成が着実に推進されている状況にあり、進学を目指す次世代の生徒・保護者のため、ぜひとも県内でその成果を拡充していくべき時期になっていると考えます。</p>	<p>花巻北高等学校においては、将来のリーダーにふさわしい知性、感性、品性の涵養や、生徒の進路実現・自己実現に向けた進路指導の充実等を図るきめ細かな教育活動を行っており、難関大学や医学部等への進学実績も残していると承知しています。</p> <p>県教育委員会では、現在推進している「新たな県立高等学校再編計画」の終期を見据え、次期高校再編計画の土台となる県立高校教育の在り方の検討に、今年度から着手しているところであり、少子化への対応や本県高等学校教育の基本的な考え方など、本県における中高一貫教育の在り方も含めた県立高校教育の長期ビジョンについて、慎重に検討していきます。</p> <p>また、県教育委員会としては、花巻北高等学校の魅力地域へ発信していくとともに、今後とも、花巻北高等学校の生徒も含め、県立高校の生徒が希望する進路を実現できる教育環境の整備に取り組んでいきます。(C)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>中部教育事務所</p>	<p>C : 1</p>

	<p>花巻市内の進学校である花巻北高等学校は、令和5年度の市外からの進学者数が97人で、大学進学を希望する生徒にとって中部地域における拠点校となっており、花巻市の姉妹都市であるアメリカ合衆国ホットスプリング市に立地し、STEAM教育を導入しているASMSA（アーカンソー数理芸術大学校）との交流など、グローバルな視野を持って新しい教育内容にも意欲的に取り組んでおります。一方で、市内生徒のうち、盛岡市内の進学校に10人が入学しており、今年と比較的少なかったものの、毎年、成績上位者の市外流出が続いている現状にあります。このことは、県内における偏差値上位校が盛岡市に集中しており、難関大学や医学部医学科進学を希望する生徒にとって盛岡市内の高校への進学が必要だとの認識があることが原因であると考えております。しかし、これらの市外進学校への通学には、花巻市の中心部からでも1時間半を要することから、盛岡市内に家族でアパートを借りるなど、生徒と保護者に大きな負担が生じております。こうした状況を改善し、地元の高校に通いながら難関大学や医学部医学科への進学を実現させる環境をつくるには、すでに一定の成果を挙げている一関第一高等学校と同様の併設型中高一貫校を、交通の要衝である花巻市に設置することが求められ、その対象は中部地域における進学の拠点校である花巻北高等学校とすべきと考えます。</p> <p>同校は、本年度も東北大学7人、大阪大学1人、慶応大学1人、岩手医科大学医学</p>				
--	--	--	--	--	--

科 2 人などの優れた進学実績があるほか、いわて学びの改革研究事業協力校として個別最適化をキーワードに I C T を活用した生徒主体の学びへの転換の取組や、岩手県版 S S H 探究プログラム重点校として総合的な探究の時間により課題解決力の育成に取り組んでおります。特に、昨年度から 2 年計画で取り組んでいる人工衛星の打ち上げを目指す宇宙プロジェクトでは、実施に伴い先駆的な S T E A M 教育を導入し、広い視野と探究心を持った次代を担う人材の育成に力を注いでおります。また同校は、他の県立高に比して、校地が広く教育環境に秀でるほか、隣の北上市中心部を出発とする路線バスが同校まで通っており、通学の利便性が良いことも、同校が、大きな支障なく併設型中高一貫校に移行できる要素と考えます。一方、同校においては、本年度の入学者数が定員割れしたことから生徒の学力低下が懸念されるところであり、同校の魅力化を図るうえでも、6 年間の学校生活の中で、計画的・継続的な教育課程を展開することにより、生徒の個性や創造性を伸ばすことができる中高一貫教育校が必要と考えます。

県教育委員会におかれましては、昨今、難関大学に加え医学部進学プログラムを拡充し、県全体で一堂に会して勉強しあう体制を構築したほか、すべての県立高校において、探究プログラムを本格的に実施するなど優秀な人材の育成に積極的に取り組んでいただいておりますが、学力の向上には各校における日々の授業の積み重ねが最も重

要であり、カリキュラムの自由度を高め人的交流を図るなど、6年間に渡る一貫した取組に勝るものはないと考えます。

併設型中高一貫教育校については、県南広域振興局からの「令和4年度花巻市からの要望に対する取組状況」において「併設型中高一貫教育校の設置の必要性については、一関第一高等学校出身者の大学卒業後の進路状況等や、地域の義務教育への影響を十分に見極めたうえで検討する」とされておりますが、開校からすでに14年もの月日が経過し、大学進学実績はもとより、大学卒業後の進路状況も、改めて検証を必要としない好結果を残しております。また、仮に、花巻市に併設型中高一貫教育校が設置され、市内全域の中学校区から一定の割合で一貫校に入学されたとした場合、既存中学校の学級数は変わらない試算となっており、影響はわずかと想定されます。花巻北高等学校への新設は、「県立中高一貫校の充実した教育を受けさせたいが、1校のみで遠く通えない。」という保護者の要望に定めるものであり、同時に企業進出の続く中部地域への移住定住者の環境整備には必要であり、地域振興に欠かせない要件でもあります。

本年1月に、東北大学の新生の東北出身者が減り続けているという新聞報道がありました。特に岩手県の減り幅が大きいこと、難関大学に届く生徒を育てきれていないのが実態であり、盛岡第一高等学校の1強に次ぐ高校がないと厳しいとの指摘があります。全国的に見ても併設型中高一貫

		<p>教育校の評価が高く増加傾向にあり、また他県においては、県教育委員会が「県立高校改革プラン」に一貫校の拡大方針を盛り込み、県全体で中高一貫校に取組み人材育成に成果を上げている好事例もあるほか、大学入試においても「探究力入試」を取り入れる大学が増えており、教育の転換期に差し掛かっております。中学生の段階から生まれる都市部との学力差を解消するためにも、今まさに、岩手県としても併設型中高一貫校の拡大に舵をとり、進学実績と新しい教育プログラムを積極的に取り入れている花巻北高等学校を対象校として取り組むべきと考えます。意欲ある子どもたちに、より良い学習環境を提供するため、花巻北高等学校を併設型中高一貫校とすることは花巻市民も大いに期待しているところであり、実施に当たっては、進学を目的とする生徒に対するメリットを最大化するため、附属中学校から入学した生徒については、高校で持ち上がりクラスとし、6年間一貫のカリキュラムに従って学習する、いわゆる「別クラス型（中高一貫クラス）」の制度導入についても併せて検討いただくことについて、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>併設型中高一貫教育校の効果として一関第一高等学校及び附属中学校の検証結果を早期に公表し、併設型中高一貫教育校の設置について、次期「岩手県立高等学校再編計画」へ盛り込むよう強く要望いたします。</p>				
7月18日	22 特定不妊治療	平成30年3月に厚生労働省が公表した「不妊治療と仕事の両立に関する報告書」	(1) 県では、「いわて子育てにやさしい企業等」認証制度の認証基準に「不妊治療と	県南広域振興	保健福祉環境	A : 1 B : 1

	<p>の現状及び県内企業等への啓発等に関する施策検討について</p>	<p>の内容や、具体的市民からの声を聞くと、勤務する事業所をはじめ、不妊治療の現状に対する周囲の理解や支援を求める意見が多く、本市としても、特定不妊治療を行う方々を支援するための環境整備として、事業所をはじめとした周囲の理解や支援が必要であると認識しています。</p> <p>岩手県においては、県内の中小企業等を対象に「いわて子育てにやさしい企業等」認証制度と、その認証に基づく公益財団法人いきいき岩手支援財団の「子育てにやさしい職場環境づくり助成金」制度があり、平成31年4月より新たに「不妊治療と仕事の両立」を支援するための認証基準が加えられたところですが、こうした環境整備をさらに加速させるために以下の取組を要望いたします。</p> <p>(1) 特定不妊治療に関する現状も含め、「いわて子育てにやさしい企業等」認証制度や「子育てにやさしい職場環境づくり助成金」について、県内企業・事業所等に対して、引き続き啓発を推進すること。</p> <p>(2) 従業員が不妊治療のために休暇を取得した場合に、当該企業等に対して助成金を交付するなど、新たな施策の検討・構築を行うこと。</p>	<p>仕事の両立」の支援について盛り込んだことに加え、これまで、企業に対して、国が作成した「不妊治療と仕事の両立サポートハンドブック」を、広域振興局が行う企業訪問などの際に配布しているほか、「いわて働き方改革アワード」の審査項目に不妊治療を含む休暇制度の規定の有無を追加するなど、企業に対する不妊治療の理解促進に努めているところです。</p> <p>今後も、企業向けセミナーや職員による企業訪問等を通じ、特定不妊治療に関する現状の理解促進や企業認証制度の普及に努めていきます。(A)</p> <p>(2) 企業に対する助成金については、国において、令和3年4月から「両立支援等助成金(不妊治療両立支援コース)」を創設しており、県においても、仕事と不妊治療の両立について、企業向けセミナーや企業訪問等により、当該助成金を周知するなど、企業への理解促進に努めていきます。</p> <p>また、県では、令和5年6月に実施した政府予算要望において、仕事と不妊治療が両立できるよう、社会的理解を促進するための啓発を行うなど、安心して不妊治療を受けられる環境の整備を強化するよう要望を行ったところです。</p> <p>今後も、企業に対する理解促進に努めるとともに、国に対して要望していきます。(B)</p>	局	部	
7月18日	23 周産期医療の確保につ	花巻市を含む5市3町から成る3つの二次保健医療圏で構成される「岩手中部・胆江・両磐」周産期医療圏の中において、県立	県では、令和2年3月に岩手県医師確保計画を策定し、令和5年度までに県内で産科医を23人、小児科医を22人確保する目標を掲	県南広域振興局	保健福祉環境部	A : 1 B : 2

	<p>いて</p>	<p>中部病院は花巻市・北上市・遠野市・西和賀町で構成する岩手中部保健医療圏に奥州市を加えた広範囲における地域周産期母子医療センターとして周産期医療を支える重要な医療機関であります。同病院の産科は、東北大学が令和元年度をもって医師の派遣を終了したものの、岩手県及び岩手県医師会のご尽力により、また岩手医科大学のご英断をいただき、令和2年4月からは岩手医科大学から医師3名（令和5年4月1日現在4名）の派遣を受けて、切れ目なく産科を維持していただいております。</p> <p>しかしながら、全国的に産科医が不足している中、岩手医科大学の医局でも産科医師は十分ではないと伺っており、2024年度から医師・医療従事者の働き方改革による時間外労働規制が始まれば、24時間の対応が必要である周産期医療現場においては、産科医の不足がより顕在化し、お産を扱う医療機関の集約化が進むことが予想されます。</p> <p>このような中において「岩手中部・胆江・両磐」周産期医療圏の周産期医療を維持・確保していくためには、地域周産期母子医療センターに位置付けられている県立中部病院の産科医師の確保をはじめ、お産における新生児の安全を確保する観点から、県立中部病院には、NICUの設置など、小児医療体制についても拡充し、妊産婦及び新生児に対する十分な医療体制を有する地域周産期母子医療センターとしての機能を確保・充実する必要があると考えます。</p> <p>また、周産期医療において欠かすことの</p>	<p>げ、産科・小児科を選択する奨学金養成医師の義務履行期間全てで地域周産期母子医療センター勤務を認める特例によるインセンティブの強化や、令和5年度からは、産科、小児科、総合診療科について、新たに市町村医師養成事業に7名の地域枠を設置したところであり、引き続き、産科・小児科の即戦力医師の招聘等に取り組んでいるところです。また、看護職員の安定的な確保と定着を図るため、「いわて看護職員確保定着アクションプラン」に基づき、看護職員修学資金貸付のほか、就職ガイダンスやナースセンターによる再就業支援などに取り組んでおり、特に助産師の確保については、修学資金の優先的な貸付やきめ細かな復職支援など取組を強化しており、引き続き、こうした医療従事者確保の取組を通じて、周産期医療体制の充実を図っていきます。（B）</p> <p>さらに、県立中部病院を始め県立病院等に整備したモバイル型妊婦胎児遠隔モニターの活用による周産期救急搬送体制の強化や、市町村と連携して妊産婦の通院等に要する交通費等を支援する事業などに取り組んでおり、引き続き地域で安心して妊娠・出産ができる周産期医療の充実に向けていきます。（B）</p> <p>また、医師の地域偏在及び特定診療科の医師不足の解消については、令和6年政府予算要望において医療施設設備整備事業等の拡充及び周産期母子医療センターに対する財政支援の更なる拡充や診療報酬の改定など、医師不足の解消につながる施策を充実するよう国に要望しています。（A）</p>			
--	-----------	---	---	--	--	--

		<p>できない産科医、小児科医、助産師、看護師は全国的に不足しており、特に個人産科クリニックにおいて確保が困難な状況であり、産科医療の継続に支障を来しておりますことから、本市では、独自の確保対策として、市内の産科医療機関が産科医師や助産師・看護師を確保するための支援を進めておりますが、依然として医師等の絶対数が不足している中においては、確保が難しい状況であります。</p> <p>については、国は、医師・医療スタッフの不足が顕著である「岩手中部・胆江・両磐」周産期医療圏を含む県内において、住民が地域で安心して出産できるよう、産科医、小児科医及び助産師をはじめとする医療従事者の確保及び養成のための施策を講じるとともに医師等の地域偏在の解消に向けた実効性のある支援策を実施するよう国へ要請いただき、岩手県におかれましても、「岩手中部・胆江・両磐」周産期医療圏における周産期母子医療センターであり、周産期医療の要である県立中部病院のお産対応の維持・確保に加え、更なる医師の確保やNICUの設置等必要な小児科機能・設備が拡充され、周産期医療体制の充実が確実に進むよう、支援について要望します。</p>				
7月18日	24 子育て環境の充実のための医療費助成事業の拡大	<p>当市では、保護者等が安心して子育てができる環境づくりを推進するため、岩手県が行う医療費助成事業を導入の上、就学前児童の医療費全額助成や令和5年8月から開始予定の小学生から高校生等までの所得制限撤廃など、これまで子どもや妊産婦に</p>	<p>本県のみならず、全国的に支援の拡充が進む中、子ども医療費助成については、全国の自治体から、全国一律の制度の創設が強く求められており、これまでも国に対し、全国知事会としても、全国一律の制度を創設するよ</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>A : 1 B : 1 C : 1</p>

	<p>について</p>	<p>対する医療費助成の拡充に取り組み、子育て世帯の経済的負担軽減に努めているところです。</p> <p>岩手県においては、総合的な子育て支援施策の一環として、現物給付の対象を平成28年からは未就学児及び妊産婦、令和元年8月からは小学生、令和2年8月からは中学生に拡大していただいたほか、令和5年8月からは高校生等まで対象を拡大していただく予定となっております、それに伴う波及増に対する国保財政への国庫負担の減額調整措置について、影響額の2分の1を負担いただいておりますことに感謝申し上げます。</p> <p>しかしながら、出産や子育てに対する支援への取組は、個々の自治体や一地方だけの対策では限界があり、本来、子どもや妊産婦の医療費助成の仕組みは全国一律であるべきと考えますので、下記のとおり要望いたします。</p> <p>(1) 全国市長会を通じて国による全国一律の制度創設を要請しておりますが、議論が本格化していない状況にあります。</p> <p>つきましては、子育て世代の誰もが安心して子どもを産み育てる環境の実現が図られるよう、18歳到達の年度末までの子どもや妊産婦の医療費を完全無償化とする「全国一律の医療費助成制度」の創設について国へ要請していただきますよう要望いたします。</p> <p>(2) 岩手県においては、小学生や乳幼児の医療費助成について、一部、県単独</p>	<p>う要望してきたところですが、今後も粘り強く国に対し働きかけを行ってまいります。(A)</p> <p>全県を対象に妊産婦に対する医療費助成を実施しているのは、当県を含め4県となっておりますが、国に対する全国一律化の要望については、今後、他の都道府県との連携も図りながら様々な機会を捉えて要望していきます。(B)</p> <p>各市町村の医療費助成については、それぞれの政策的判断のもとに、単独事業として拡充が進められてきていますが、県としては、広域的な視点から、より専門的なサービスの提供を行う役割があることから、県立病院事業に約200億円を繰り出すなど、市町村単位では実施が困難な施策を実施してきたところです。</p> <p>県が助成対象を拡大する場合、重度心身障がい児・者など他の助成制度との公平性にも配慮する必要があり、県の政策全体の中で総合的に検討する必要があると考えています。(C)</p>			
--	-------------	---	--	--	--	--

		<p>事業分の補助がありますが、当市を含めた県内全市町村では、高校生まで医療費助成の拡充を進めることで、財政負担がさらに大きくなっている状況にあります。</p> <p>つきましては、岩手県におけるすべての子どもに対する医療の充実と子育て家庭への支援の取組として、高校生まで県単医療費助成事業を拡大していただきますよう要望いたします。</p>				
7月18日	25 保育士の処遇改善について	<p>本市においては、保育所等の待機児童が毎年発生しておりますが、これは保育利用希望者に対する施設の利用定員数は充足しているものの、保育人材の不足により、施設によっては利用定員数まで児童を受け入れることが困難な状況にあることが要因であると捉えております。</p> <p>このことから本市では、奨学金返済者への助成や保育士の復職支援、新卒保育士に対する就職支援金貸付、家賃補助など、保育士確保のための事業に継続的に取り組んでおりますが、市内の私立保育施設においては必要な保育士数の採用には至っていない状況にあります。</p> <p>保育士養成機関の関係者からは、給与水準が高く福利厚生も充実している関東方面の保育施設に就職される方も相当数あると伺っており、県内の保育士の賃金が全国に比べ低い状況にある中、保育士の確保は依然厳しい状況にあります。</p> <p>つきましては、人材不足の解消を図り、保育の質の向上につなげるため、公定価格</p>	<p>県では、保育士の技能や経験に応じた保育士等の処遇改善の取組が進められるよう、受講が処遇改善加算Ⅱの加算要件とされる保育士等キャリアアップ研修を実施し、保育士の処遇改善の取組を支援しています。</p> <p>また、保育士等の処遇改善については、令和4年2月から9月までの間、保育士等の収入を3%程度引き上げる補助を行ったところですが、令和4年10月以降は処遇改善加算Ⅲとして、公定価格により措置が講じられています。</p> <p>保育士の処遇改善が図られてきているものの、依然として保育士の確保が必要な状況であることから、国に対し、十分な財源を確保するとともに、幼児教育・保育の質を向上するため、保育士の配置基準の改善や職員の処遇改善等、抜本的な保育士確保施策を講じるよう、令和5年6月に実施した政府予算要望において要望を行ったところです。</p> <p>今後も機会を捉えて国に対して要望していきます。(B)</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B : 1

		の引き上げなど、特に地方の保育士の処遇改善に向けた取り組みを行っていただきますようお願いいたします。				
7月18日	26 岩手県立東和病院及び大迫地域診療センターの存続・維持について	<p>県立東和病院は、花巻市東和地域、大迫地域、矢沢地域及び遠野市西部地域の住民の「かかりつけ」医療機関として軽症者、回復期患者の入院を受け入れているほか、救急告示病院として救急患者を年間1,500人程度受け入れている、地域にとって欠かすことができない重要な医療機関であります。また、県立中央病院附属大迫地域診療センターは、花巻市大迫地域内における唯一の医療機関であり、地域医療を支える必要不可欠な存在であります。</p> <p>令和元年度から令和6年度までを計画期間とする「岩手県立病院等の経営計画」においては、県立東和病院は「圏域の地域病院として基幹病院である中部病院と連携しながら地域の入院機能を担う」、「回復期を中心とした病床機能を担う」とされ、また、大迫地域診療センターは地域住民の身近にあってどのような相談にも乗るような総合的な医療を担うとされており、二つの医療機関はいずれも「医療・介護・福祉・行政との連携・協働により、地域包括ケアシステムの一翼を担う」とされています。</p> <p>令和元年9月に厚生労働省が求めた公立病院等の「再編統合」の検証については、令和元年11月28日に花巻市を含む岩手中部構想区域の地域医療構想調整会議において、東和病院の再編統合に関する対応方針について協議・検証が行われ、平成30年</p>	<p>県では、限られた医療資源の下で、急性期医療から在宅医療に至るまで、切れ目のない医療提供体制の構築を進めていくため、令和6年度（2024年度）からの次期岩手県保健医療計画の策定に向け、県民が身近な地域で安心して医療を受けられる体制の確保を図るとともに、医療の高度・専門化にも対応するため、疾病・事業ごとの広域的な医療圏の在り方について、医療関係者と意見交換を進めています。</p> <p>県民が身近な地域で安心して医療を受けられる体制の検討にあたっては、地域保健や市町村の介護事業との連携、DXを活用した地域医療の確保などについて、県民や地域の医療関係者、市町村からも意見をいただきながら検討を進めることとしており、引き続き、地域において安心して必要な医療が受けられる体制の確保に取り組んでいきます。</p> <p>なお、県立東和病院や大迫地域診療センターをはじめとする県立病院・地域診療センターは、採算性などの面から民間医療機関による提供が困難な医療を地域において担っており、次期保健医療計画の内容を踏まえ、必要な体制について今後検討していきます。（A）</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	A：1

		<p>度に圏域全体で不足している回復期病床へ病床転換済みであり、国が求める再編統合の方針に沿った適切な対応が既になされていることから、再編統合の検討対象とはならないとの方針が全会一致で了承され、岩手県では、この検証結果を県の検証結果として、令和2年4月に国へ報告済みと伺っています。</p> <p>国では、持続可能な地域医療提供体制を確保するために公立病院の経営を強化していくことが重要であるとして、令和4年3月29日付けで「公立病院経営強化の推進について（通知）」を発出しました。これに基づき岩手県では、令和5年度末までに公立病院の役割・機能の最適化と連携強化、医師・看護師等の確保と働き方改革、経営形態の見直し、新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組、施設・設備の最適化、経営の効率化等の計画「公立病院経営強化プラン」を策定すると伺っております。また、2024年度からを計画期間とする次期（第8期）岩手県保健医療計画についても、令和5年度末までに策定すると伺っているところです。</p> <p>県におかれましては、「公立病院経営強化プラン」及び「第8期 岩手県保健医療計画」の策定にあたっては、県立東和病院及び県立中央病院附属大迫地域診療センターがそれぞれの地域における地域住民のかかりつけ医療機関であるとともに、地域住民にとって欠かすことができない地域包括ケアシステムの一翼を担っている機関であることを重視し、現在の病院機能を縮小すること</p>				
--	--	--	--	--	--	--

		なく、必要な医師・医療スタッフを適正に配置いただきますよう要望します。				
7月18日	27 県立中部病院への障がい者の歯科治療を行う部署の設置について	<p>本市では、花巻市健康増進計画およびそのアクションプランである健康はなまき21プランに基づき、花巻市歯科医師会のご協力を得ながら市民の口腔保健の推進に取り組んでおります。障がい者の口腔ケアについては、歯科健康診査事業や訪問歯科診療事業など歯科保健事業を通じて推進しているほか、花巻市歯科医師会会員の医師が個別に治療に対応しておりますが、患者の心理的な特異性、行動の特異性、身体的特異性などから、対応が可能な個人歯科医院は少数であり、また、治療を行う場合であっても個人歯科医院では全身麻酔を打つことはできないことから、準備から実施まで大変苦勞しており、患者のご家族も治療をためらう現状があります。</p> <p>障がい者は、十分なセルフケアを行うことが難しく、う歯や歯周病が悪化しやすいことから、岩手中部保健医療圏をはじめ県内において障がい者の歯科治療の需要は多いものおりますが、全身麻酔も可能とする障がい者の歯科治療を行う診療科は、岩手医科大学附属病院、県立中央病院、県立磐井病院の3か所のみであり、歯科治療の際に麻酔や拘束（行動抑制）が必要となる障がい者のご家族にとって、治療を受けるために遠距離の市外の病院へ通うことが負担となっています。</p> <p>障がいのある患者のご家族からは、より身近なところでの治療を望む声が多く聞か</p>	<p>障がい者の歯科治療は、特に治療に際して強い拒絶反応を示す患者に対しては全身管理（麻酔）を要することもあるなど、専門性を有しています。このため、県では岩手医科大学への委託により主に全身麻酔を必要とする障がい者に対する歯科診療事業を実施しています。一方、経済的・時間的理由により岩手医科大学への通院が困難な障がい（児）者も多くいることから、地域における障がい者歯科診療体制の構築が求められているところです。</p> <p>このため県では、関係機関と調整を行い、県立磐井病院で全身麻酔での治療体制を構築し、令和2年度から診療を開始しております。</p> <p>また、令和4年度に歯科医療提供体制検討会を設置し、今年度は県歯科医師会や障がい者団体と連携し、障がい者歯科医療に係る実態調査を行うこととしており、引き続き岩手医科大学との役割分担と連携のもと、民間の歯科診療所を含め県全体として受け入れ態勢の整備に向けて取り組んでまいります。（B）</p> <p>なお、中部病院はこれまで地域歯科との連携により入院患者の口腔管理を行ってきたところですが、歯科治療については院内で行っておりません。主に全身管理が必要な重度及び中程度の障害者に対する歯科治療については、専門的診療に対応できる歯科医師のほか、麻酔医や看護師等の配置といった相応の医療従事者の確保、入院の受入体制の整備等の課題があり、対応が難しい状況です。（C）</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B：1 C：1

		<p>れているところであり、岩手県においては令和5年度中に「イー歯トープ8020プラン」の次期計画案を策定される予定と伺っておりますことから、その際に障がい者とそのご家族が歯科治療を安心して受けられるよう、岩手中部保健医療圏における基幹病院である県立中部病院に全身麻酔も可能とする障がい者の歯科治療を行う機能の整備を位置付け、着実な整備を行っていただきますよう要望します。</p>				
7月18日	28 岩手中部地域情報ネットワーク事業の支援について	<p>地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律において、地域包括ケアシステムの構築が求められておりますが、厚生労働省の総合確保方針によると、その構築のためには、「関係者間での適時適切な情報共有」及び「ICTの活用」が重要とされています。</p> <p>岩手中部医療圏域においては、NPO法人岩手中部地域医療情報ネットワーク協議会が運用する「岩手中部地域医療情報ネットワークシステムいわて中部ネット（以下「いわて中部ネット」という。）」により、医療介護の情報連携を図っております。</p> <p>いわて中部ネットは、東北六県で唯一県内全域連携したネットワークが存在しない岩手県において社会インフラとしての重要な役割を担っており、気仙医療圏及び両磐医療圏で運用されている「未来かなえネット」と2次医療圏を超えて接続するなど、国が目指す全国的な保健医療情報ネットワークの基礎として持続的な運営が求められています。</p>	<p>県では医療の高度化及び地域間格差の是正、さらには高度医療機関が有する機能の地域医療機関への波及・普及促進を図るために、岩手医科大学と地域中核病院間とを連携したテレビ会議システムとして、いわて医療情報ネットワークシステム（H14）、小児周産期医療遠隔支援システム（小児：H16、周産期：H27）及び遠隔病理画像診断システム（H25）のほか、県内の医療機関や市町村などが妊婦健診や診療情報を共有できる岩手県周産期医療情報ネットワークシステム「いーはとーぶ」（H21）を整備し、運用してきたところです。</p> <p>さらに、県では地域における医療介護情報連携システムの構築を支援しており、地域医療介護総合確保基金を活用して、その導入経費の補助を実施しています。</p> <p>岩手中部地域情報ネットワークの整備に当たっては、将来にわたって地域の関係機関が運営を継続できるシステムの整備に向け、運営計画の確認や必要な情報提供等を行ってきたところであり、その構築に係る経費として、地域医療介護総合確保基金を活用し、平成28</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B：2

		<p>しかしながら参加施設の伸び悩みにより、いわて中部ネットの運営に当たっては圏域4市町からの財政支援が不可欠な状況となっており、段階的に減少する見込みであった支援は恒常的になる可能性があります。</p> <p>つきましては、いわて中部ネットの運営の安定に向けたフォローアップと財政支援を行っていただくと共に、2次医療圏を超えた県内全域でのネットワーク連携を進めていただくよう要望します。</p>	<p>年度から令和元年度の4年間に約577百万円を補助したところです。</p> <p>システムの維持管理費用や、機能の追加等を含まない更新に係る費用は、当該基金事業の対象外とされており、財政支援は難しいところですが、今後は、ネットワークの活用促進や効率的な運用が必要となることから、ネットワーク運用における情報提供等の側面的支援を継続するほか、利用者間の十分な協議に基づく適正な機能の拡充について、関係する地域のニーズや関係者による協議調整の状況を踏まえながら助言など適切な対応を行っていきます。(B)</p> <p>また、県内全域でのネットワーク連携については、開設者が異なる連携施設間における患者同意の取得方法など、統一的な運用ルールの整備が課題と考えています。県としては、国が検討を進めている「全国医療情報プラットフォーム」に係る動向を注視しつつ、全県的な医療情報連携体制の在り方について、検討していく考えです。(B)</p>			
7月18日	29 新興製作所跡地の建物解体物等に関する適正処理の推進について	<p>花巻市城内・御田屋町地内において新興製作所建物解体工事が中断され、解体物及びPCB廃棄物が敷地内に残置された状態が長期化しており、市議会における一般質問をはじめ、市政懇談会等においても市民からの不安の声が上がっている状況となっていることから、解体物に係る対応について、以下のとおり要望いたします。</p> <p>新興製作所跡地である花巻市城内・御田屋町地内の土地について、メノアース株式会社が、株式会社新興製作所から所有権を</p>	<p>(1) 旧新興製作所跡地に残置されているがれき類に関すること</p> <p>次のとおり弁護士の見解が示されたところであり、解体工事受注者である(株)光に対し処理指導します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 経緯や民法上の契約など判断が難しいところであるが、当該がれき類について、「(株)光の仕事で出た廃棄物」と考えるのが妥当であり、廃棄物処理法上の処理責任は(株)光にある。 	県南広域振興局	保健福祉環境部	B: 2

取得後、平成28年から株式会社光が解体工事請負人となり、敷地内の新興製作所建物の解体工事が施工されていたところ、同年中に工事発注者であるメノアース株式会社と解体工事請負人である株式会社光との間において工事請負契約に関する係争が発生し、以降の解体工事が中断され、コンクリートのがれき類等が適正に処理される見込みが低いまま6年以上残置されたままの状態となっております。

このような経過のもと、安全性や周辺環境への影響が懸念される状況から、市議会や市政懇談会等の場において、議員や市民より、残置されたままの状態がいつまで続くのかとの不安の声のほか、一刻も早い状況の改善を求める声が上がっている状況であります。

メノアース株式会社と株式会社光の間の係争については、令和2年6月に終了しておりますが、その後メノアース株式会社について、令和4年4月28日に仙台地方裁判所において破産手続の開始が決定され、破産管財人が裁判所より選任されている状況であります。

今般のメノアース株式会社の破産手続開始決定により、今後メノアース株式会社による工事の再開は見込めない状況となったことから、敷地内に残置されている解体物については、廃棄物性を否定することがもはや困難であると考えられる状況であります。

このことは、「行政処分の指針について(通知)」(令和3年4月14日付け環境規

- ・ 株光は既に契約を解除されているとしても、残置されているがれき類を含む解体した分の費用をメノアース株に請求できる立場であり、単に費用を回収し損ねているだけである。
- ・ メノアース株の「再利用する」という主張は、株光の処理を邪魔するだけのものでしかなく、株光ががれき類を処理せず現状のまま撤退したのは、株光にとって廃棄物処理法に反する誤った判断であったとしか言いようがない。
- ・ 民法上の当時者間の契約が公法(廃棄物処理法)に反していた時に、行政が必要以上にその事情を汲む必要があるとは思われない。(B)

(2) 旧新興製作所跡地に残置されている低濃度PCB廃棄物に関すること

低濃度PCB廃棄物については、当該廃棄物を保管していた株式会社メノアースに処理責任がありますが、同社の破産管財人からは「現時点で処分費用を捻出できるだけの破産財団がなく、処理の見込みは立っていない。現状のままの不動産の買受け希望者を募る、不動産の売却代金を利用して処分をするなどの方法を引き続き検討する」旨回答を得ていることから、引き続き処理を求めていきます。(B)

		<p>発第 2104141 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知) により、環境省から廃棄物該当性の判断基準等が示されており、「廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであること。」とされていることから明らかであります。</p> <p>一般的に、解体工事に伴うがれき類の廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、元請業者に処理責任がある旨明記されているところでありますが、当該がれき類については、解体工事の施工により発生したものであり、また、メノアース株式会社の破産手続開始という状況の変化も鑑み、解体工事の元請業者を含め、処理責任者の所在を改めて明確化すべき状況であるものと考えていたところであります。</p> <p>このような状況下において、残置された解体物の廃棄物該当性の判断と処理責任者の明確化につきまして令和 3 年度から要望しているところですが、令和 5 年 5 月 24 日に行われた県の説明において、「事案発覚当時は、利用又は処理計画があったため解体途中物と整理していたが、令和 4 年 9 月 7 日付の発注者（破産管財人）からの報告で「工事再開の見込みがない」ことを確認したため、廃棄物と判断する。」との発言があり、解体物については廃棄物であると判</p>				
--	--	---	--	--	--	--

		<p>断いただいたところであります。</p> <p>しかしながら、当該廃棄物の処理責任者についての県の考え方は、「当該工事請負契約において、請負業者の請負範囲は同地における解体（破砕処理）までと明記されており、同解体物の所有者は発注者と考えられるため、発注者が処理責任を有する。」というものであり、今後弁護士に相談のうえ判断するとのこととあります。</p> <p>市といたしましては前述のとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条の3第1項において、「土木建築に関する工事に伴い生ずる廃棄物の処理については、直接建設工事を請け負った建設業を営む者を事業者とする。」と規定されておりますことから、県におかれましては、処理責任の所在について速やかに判断をいただき、法令上の処理責任者に対して適切な指導をしていただきますよう要望いたします。</p> <p>また、新興製作所跡地に残置されたPCB廃棄物のうち、高濃度PCB廃棄物については令和5年2月28日に最終処分が行われたとの報告を受けているところですが、低濃度PCB廃棄物が未だ残置されていることから、地域住民の不安を払拭し、安全な生活環境を維持するためにも、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づく対応を行っていただきますよう併せて要望いたします。</p>				
7月18日	30 化製場の悪臭	<p>当市に所在する化製場について、化製場を発生源とする悪臭が、長年周辺地域にお</p>	<p>昭和23年に制定された「化製場法」には悪臭に関する抜本的な規制が含まれておらず、</p>	<p>県南広域振興</p>	<p>保健福祉環境</p>	<p>C : 1</p>

	<p>問題に関する対応について</p>	<p>ける生活環境保全上の問題となっており、現在まで根本的な解決に至っていない状況が続いているところです。</p> <p>これまで、当市ではこの化製場に対し、立入検査及び臭気測定を実施し、悪臭発生の原因を検証したうえで、原因施設について市悪臭公害防止条例第10条に基づく改善勧告を行ってまいりました。</p> <p>平成28年に行った改善勧告に対し、当該化製場は、改善計画を作成し場内及び場内排気を行う設備に臭気処理設備を設置するなどの対策を行っているところですが、悪臭の発生状況が未だに改善しておらず、現在も改善勧告を継続している状況であります。</p> <p>化製場等の設置については、「化製場等に関する法律」第3条第1項の規定により、県知事の許可を受けることとされており、また、構造設備等について変更しようとする場合については、同条第2項の規定により、県知事にあらかじめ届け出ることとされております。</p> <p>このほか、同法に基づく県知事の権限として、第6条第1項に、公衆衛生上の見地から必要があると認めるときは、化製場等の設置者もしくは管理者に対する報告を求めることができるほか、立入を行い、構造設備等の状況を検査できる旨規定されております。また、第6条の2において、化製場等の構造設備が、県条例で定める基準に適合しなくなると認めるとき、又は法で定める講ずべき措置を講じていないと認めるときは、県の条例の基準に適合させるた</p>	<p>その後も化製場などによる悪臭が社会問題となり、このことに対応するために昭和46年に「悪臭防止法」が制定されました。</p> <p>その上で、悪臭防止法では住民に身近な市町村に改善勧告や改善命令の権限が委ねられており、このような経緯や法令体系を踏まえた場合、また、特に今回の事案は既存施設に関するものですので、県として化製場法施行条例に新たな規制を盛り込むことは必ずしも馴染まないものと思われれます。</p> <p>住民の生活環境を確保するためには、悪臭防止法や花巻市の悪臭公害防止条例に基づく改善勧告、あるいは改善命令等により改善が図られることが重要ですが、それが不可能なことが明らかになった場合には、県の化製場法施行条例の見直しも含めて検討する必要があると認識しています。</p> <p>一方、両法に規定されている立入検査を県市合同で実施することなどは可能であり、そのような点で貴市と連携を図ってまいりたいと考えます。(C)</p>	局	部	
--	---------------------	--	--	---	---	--

		<p>めに必要な措置を採るべきことを命じ、又は、法で定める措置を講ずべきことを命じることができる旨規定されているところがあります。</p> <p>しかしながら、県の「化製場等に関する法律施行条例」の化製場又は死亡獣畜取扱場の構造設備の基準等に係る規定においては、臭気処理を行う設備の設置に関する規定がされていないことから、実質的に、臭気そのものを処理する設備を設置せずとも施設の設置許可が出される状況にあり、施設設置許可後における臭気対策に関して、県による直接的な改善命令を行うことが難しい状況となっております。</p> <p>悪臭を発生させる可能性が非常に大きい化製場に関しては、本来設置許可の時点において、臭気そのものの処理を適切に行う設備の設置を求めるべきものであり、今後、悪臭の発生による住民の被害を未然に防ぐためにも、臭気処理する設備の設置について、同条例において明確に規定されることが望ましいと考えるところです。このことについて、当市においては、平成26年度の段階から、担当者会議の場において同条例の改正を求めてきたところではありますが、改正されることなく現在に至っている状況であります。</p> <p>当該化製場を取り巻く状況が今後も改善しない場合、当市においては、次の段階の改善命令を行う必要性も検討しなければならない状況にあり、改善命令を行う場合にあっては、事前に県を含めた関係機関等との慎重な検討を要するものと考えていると</p>				
--	--	---	--	--	--	--

		<p>ころであります。</p> <p>県におかれましては、化製場の近隣住民が、悪臭による被害に長年苦しめられている状況を改めて認識していただくとともに、この状況を改善するために、施設設置許可後においても「化製場等に関する法律」に基づく改善命令等の権限を確実に行使できるよう、「化製場等に関する法律施行条例」を改正していただくよう要望いたします。</p>				
7月18日	3 1 再生可能エネルギー事業の規制に係る法整備について	<p>平成24年7月に固定価格買取制度（FIT制度）が創設されて以降、再生可能エネルギーの導入が急速に進み、なかでも、太陽光発電の導入は大幅に拡大しており、立地に伴う土砂の流出や濁水の発生、景観への影響など様々な問題が全国各地で生じております。</p> <p>本市においては、「花巻市環境基本条例」に基づき策定した「第2次花巻市環境基本計画」において、地域資源を生かした再生可能エネルギーの普及促進を明記しており、その推進に当たっては自然環境や周辺環境との調和が図られるよう考えているところではありますが、民家や市民の憩いの場として親しまれている公園の近隣地にメガソーラーが設置されるなど、関係法令に基づいた手続きや事業者から地域住民への説明は行われてはいるものの、周辺環境の悪化や景観の阻害など、地域住民の住環境への悪影響や土砂災害の発生が懸念されておりますことから、以下のとおり要望いたします。</p>	<p>(1) 県では、太陽光発電について、事業実施に当たって地域の意見を確実に聞くよう義務付けることや、事業終了後に全ての太陽光発電設備を適正に処理し、リサイクルする仕組みを構築するなど環境や景観等に配慮したきめ細かな制度改善を行うよう国に対し要望しています。</p> <p>また、事業計画の認定や森林の開発行為に係る許可に際し、一定規模以上の発電設備を設置する事業者に対して、地域住民への事前説明とその結果の国等への報告を義務付ける法整備などを全国知事会を通じて国へ要望していきます。(B)</p> <p>(2) 環境影響評価の対象となる規模要件の範囲拡大について、国では環境影響評価法の対象事業について、風力・地熱発電等に加え、令和2年4月に太陽光発電事業を新たに盛り込んだところです。</p> <p>これを受け、県においても法の対象とならない小規模な太陽光発電事業のうち一定規模以上のものについて、令和2年4月1日から岩手県環境影響評価条例の対象事業</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B : 1 C : 1

		<p>(1) 令和4年4月1日に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が改正され、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「改正FIT法」という。）が施行されましたが、改正後においても、再生可能エネルギー発電事業者の事業計画を認定する制度となっており、その認定の条件として関係法令を遵守することなどが規定されておりますが、関係法令においては一定の規模以上の事業を規制対象とするなど限定的であることにより、上記のような課題の抜本的な解決には至っておりません。</p> <p>これに加え、環境影響評価法においては、同法施行令の一部改正により、これまで環境影響評価の対象外であった太陽光発電事業が対象事業として追加され、令和2年4月1日に施行されましたが、その規模要件は大規模なものに限定されております。さらに、国は、再生可能エネルギー発電事業者が事業を行うに当たっての遵守事項及び推奨事項を記載した「事業計画策定ガイドライン」を策定し、これに従った適切な事業実施を事業者に求めております。しかし、当該ガイドラインにおいては防災や環境保全、景観保全について配慮することや、自治体への相談、地域住民への説明などの記載があるものの、それらの記載は改正FIT法及び同法施行規則の条文に基づくものではなく、法的拘束力がないと考えられることから、防災や環境保全、景観保全等</p>	<p>に追加したところです。なお、条例の対象となる事業の規模要件については、他県と比較しても、より小規模なものまで対象としているものです。</p> <p>今後においても、国と連携し、環境と調和した再生可能エネルギーの導入促進のため条例及び国のガイドライン等の適切な運用に努めるとともに、これらの効果を見つつ、必要に応じて範囲拡大について検討していきます。(C)</p>			
--	--	--	--	--	--	--

		<p>の観点から立地を法的に規制することが困難な状況となっております。</p> <p>よって、県におかれましては、整備事業者が太陽光や風力、地熱発電など再生可能エネルギー発電事業を実施する場合において、発電規模、固定価格買取制度の認定の有無にかかわらず、その立地場所の選定に関して防災や環境保全、景観保全等の観点から問題が発生又は発生するおそれのある事業者に対して、国又は地方公共団体が包括的に規制を及ぼすことが可能となるよう、所要の法整備を講じるよう国に対して要望することを要請いたしますとともに、特に国による法整備が遅れる場合には、上記の課題に対応するための条例の整備についてご検討を進めていただきますよう要望いたします。</p> <p>(2) 国では地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を令和4年4月1日付けで制定しました。この省令において、国は全国一律の基準として、促進区域から除外すべき区域及び市町村における促進区域設定時に考慮すべき事項を定めております。国が定める除外すべき区域は、国定公園及び国立公園の特別保護地区や国指定鳥獣保護区の特別保護地区など、最小限の区域とされ、地すべり防止区域や急傾斜地崩壊危険区域等の災害の発生するおそれがある区域は、市町村における促進地域の設定時に考慮すべき事項にとどまっております。市町村が任意で再生可能エネルギー</p>				
--	--	---	--	--	--	--

		<p>ギー発電設備の設置に係る促進区域を除外することができるものではないと認識しております。</p> <p>国では、再生可能エネルギーの主力電源化を進めていくに当たり、一方で、災害や環境への影響等の課題が生じていることを踏まえ、地域の信頼を獲得しながら、地域と共生した再生可能エネルギー導入拡大を進めるため、再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会を経て、令和4年10月に提言を公表しています。本提言を踏まえ、関係法令の改正により、太陽光発電に関わる林地開発許可の対象基準の引下げが令和5年4月1日に施行され、また、森林法や盛土規制法等の土地開発に係る許認可をFIT申請の要件とするなど認定手続きの厳格化を図ったほか、現在も関係法の改正が審議されているなど対策を講じている状況であります。抜本的な課題の解決には至っておりません。</p> <p>当市においても、再生可能エネルギーの利用促進について、その重要性を認識しておりますが、利用促進と同時に市の景観資源、自然環境及び市民の生活環境を守ることも重要であり、環境省令で規定されている国の基準や県が国の基準に基づいて定める都道府県基準に基づき、市民の声を聞いた上で促進区域を設定するだけでは、再生可能エネルギーの利用促進と景観資源や市民の生活環境を守ることの両立が困難となることを懸念して</p>				
--	--	---	--	--	--	--

		<p>おります。</p> <p>また、関係法令の一つである環境影響評価法については、同法施行令の一部改正によりこれまで環境影響評価の対象外であった太陽光発電事業が対象事業として追加され、令和2年4月1日に施行されましたが、その規模要件は第1種事業で出力4万キロワット以上、第2種事業で出力3～4万キロワットと大規模なものとなっており、また、風力発電事業についても第1種事業で出力5万キロワット以上、第2種事業で出力3万7,500～5万キロワット、地熱発電事業についても第1種事業で出力1万キロワット以上、第2種事業で出力7,500～1万キロワットと環境影響評価の対象となるのは大規模なものに限定されております。</p> <p>よって、県は、小規模であっても地域住民の生活環境や自然環境、景観に重大な影響を及ぼす可能性がある事業など、地方公共団体が直面する課題に対応できるよう、環境影響評価の対象となる規模要件の範囲拡大を検討するよう国に要請していただきますとともに、岩手県環境影響評価条例に基づく、太陽光発電事業に係る環境影響評価の対象規模要件の範囲拡大についてご検討いただきますよう要望いたします。</p>				
7月18日	32 早池峰山登山者受け入	早池峰山の登山者数は平成27年度には15,767人でありましたが、平成28年5月に発生した河原の坊登山道の崩落や新	(1) 小田越ルート(小田越登山口→山頂)小田越登山口周辺のトイレについては、河原の坊登山道が崩落して以降、仮	県南広域振興局	保健福祉環境部	B:3

	<p>れに係る安全確保と環境保全について</p>	<p>型コロナウイルス感染症の影響により落ち込み、令和4年度では11,882人となっております。河原の坊登山道は早池峰山の主要登山道であり、崩落前は登山者の約半数が河原の坊登山口から登山しておりましたが、閉鎖後はほとんどの方が小田越登山口を利用している状況です。小田越登山口は河原の坊登山口と異なり、駐車場やトイレがなく、登山者は河原の坊登山口から30分ほど歩き小田越登山口から登山せざるを得ないことから、小田越登山口にトイレの設置が求められております。また、登山者の安全確保と登山道外歩行から高山植物を保護するために設置されているロープや案内表示等の老朽化が進んでおり、更新が必要な状況となっております。</p> <p>これらのことから下記の項目について要望いたします。</p> <p>(1) 小田越ルート（小田越登山口→山頂）</p> <p>小田越登山口周辺には常設のトイレがないことから、自然環境に配慮したバイオトイレの整備を行うこと。また、登山者がコースから外れて高山植物等に影響を与える懸念があることから、登山者がコースから外れないように経年劣化したロープの更新などを行うこと。</p> <p>(2) 縦走ルート（早池峰山→中岳→鶏頭山）</p> <p>縦走ルートは、早池峰山登山コースで一番延長が長く、これまで利用者が少なかったことからコースが荒れてい</p>	<p>設トイレを4基から6基に増設して対応しており、現時点では、利用者等からの苦情やバイオトイレの設置を求める意見は把握しておりませんが、今後、必要に応じ、費用対効果を含めて、貴市と意見交換しながら、検討していきます。(B)</p> <p>登山道におけるロープなど、経年劣化による軽微な修繕については、自然保護管理員に資材を提供し、日頃の巡視活動の中で対応しているところですので、必要の都度、貴市と連携して対応していきます。(B)</p> <p>(2) 縦走ルート（早池峰山→中岳→鶏頭山）</p> <p>縦走ルートの管理については、貴市が所管する登山道となっておりますので、案内表示等の施設整備を検討される場合は御相談ください。(B)</p>			
--	--------------------------	--	--	--	--	--

		<p>るほか、案内表示や番号札の更新が行われておらず、ところどころ棄損や欠損していることから、国定公園区域内の登山道について、登山者の安全確保のため経年劣化したロープや案内表示等の更新などを行うこと。</p>				
7月18日	33 東北自然歩道・高村光太郎のみちへの標識設置について	<p>「東北自然歩道・高村光太郎のみち」は、環境省が事業主体となり平成2年に整備が行われました。その後の維持管理は岩手県が担うこととし、各所に道標の設置がなされたところですが、近年は腐朽が目立ち、道標としての役割を果たしていない状況です。</p> <p>「東北自然歩道・高村光太郎のみち」には、笹間地区並びに太田地区にまたがる山の登山道もコース内に含まれており、地域住民が草刈りなどを行っていますが、道標の腐朽とともに登山客が道に迷うなど不具合が生じており、地域の方々へ登山客から指摘をいただいております。</p> <p>この指摘に対し、地域住民独自で簡易な案内板の設置を登山道に試みましたが、クマによるものと思われる破壊が目立ち、しっかりとした道標の設置が必要であること、また、近年、登山客が増加しており、遭難も全国的に発生していることを鑑みますと、道標の整備が重要と考えられます。</p> <p>つきましては、「東北自然歩道・高村光太郎のみち」の起点から終点にかけて、一帯の道標整備を要望いたします。</p>	<p>東北自然歩道などの施設の再整備については、県内各地から多くの再整備や補修の要望があり、施設の利用状況や現地調査による老朽化及び損傷の状況を把握し、施設の安全確保を優先して整備を進めています。</p> <p>本件については、令和5年5月に貴市及び地元関係者合同で現地調査を実施し、要望の詳細について現場で説明を受けたところであり、貴市と意見交換しながら、再整備の方法を検討していきます。(B)</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B:1
7月18日	34 移住支援事業	<p>移住支援事業における移住支援金の対象者に支援金を支給した市町村は、返還が必</p>	<p>移住支援事業の返還制度について、令和元年7月2日に発出された内閣府事務連絡にお</p>	県南広域振興	経営企画部	B:1

	<p>における返還制度に係る国・県・市負担の公平化について</p>	<p>要となった対象者に対し、国と県の負担分を合わせた全額の返還請求を行い、対象者から返還を受けて県に返還することが想定されており、対象者から債権回収できない場合には、都道府県からの返還の求めにより、市町村負担分はもとより、国負担分及び場合によっては都道府県負担分を含む返還対象金額全額を市町村が負担しなければならない可能性があります。岩手県としては、各市町村の債権管理状況及び債権回収が困難と判断した事情に基づき個別に判断することとしていることから、令和2年9月に「移住支援金実施マニュアル」を策定し、一定のルールを示していただきました。</p> <p>しかしながら、依然として返還対象の5年間は、全ての移住支援金受給者の状況を常に把握する必要がある上に、返還が必要となった場合には、支給金額が多額のため対象者が返還に応じないこともあることが考えられ、市町村は訴訟による債権回収を行わざるを得ない可能性があるなど事務負担が大きく、また、債権回収できない場合は市町村負担分に加えて市町村議会の承認を経て予算措置することにより市町村一般財源によって国負担分及び場合によっては都道府県負担分を含む返還対象金額全額を返還する必要があるなど、市町村の大きな負担となる可能性もあるところであり、このような市町村の負担については容易に住民からの理解を得られるものではありません。</p> <p>よって岩手県は、移住支援事業における返還制度について市町村の負担を軽減する</p>	<p>いて「移住支援金交付対象者から市町村が債権を回収できない場合」における返還については、「市町村が、地方自治法に基づき督促などの債権管理を行ったにも関わらず、債権回収ができない場合においても、国が都道府県に対して交付金の返還を求めるものではない」との方針が示されているところです。</p> <p>そのため、県としては、各市町村の債権管理状況及び債権回収が困難と判断した事情に基づき個別に判断することとしており、「移住支援金実施マニュアル」（令和2年9月策定）により、各市町村に対し、スキームを提示しているところです。（B）</p>	局		
--	-----------------------------------	--	---	---	--	--

		<p>ため、例えば、対象者の所在調査の結果によっても所在が不明な場合や支払い能力が無いと認められる場合は返還を求めないなど、対象者から債権回収できない場合について、岩手県負担分の返還を市町村に求めないよう要望いたします。また居住期間に応じて移住支援金を返還させる返還制度を廃止するよう国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>				
7月18日	35 過疎対策の積極的な推進について	<p>令和3年4月1日に新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行されたところですが、人口減少や少子高齢化が急速に進んでいる過疎地域の深刻な状況を踏まえ、過疎地域の持続的発展を図るため、支援を継続して推進していくことが重要です。</p> <p>つきましては、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、国へ要請していただきますよう要望いたします。</p> <p>(1) 過疎地域において必要な事業を円滑に実施できるよう、過疎対策事業債及び各種支援制度の維持・拡充を図ること。</p> <p>(2) 地方債計画における過疎対策事業債の計画額を増額すること。また、人口減少がさらに進む中において、地域コミュニティの活動推進や市民の日常的な移動及び医療機関への交通手段の確保、高齢者の生活支援や子育て支援、商店街の活性化など、市民が将来にわたり安心して暮らすためにソフト事業の更なる充実が必要であることから、過疎対策事業債ソフト分の発行限度額の増額を行うなど</p>	<p>県では、過疎地域の持続的な発展に向けた事業が円滑に実施できるよう、過疎対策事業債の増額やソフト分の限度額引上げを始め、各種財政措置について関係団体を通じて要望を行ってきており、国の令和5年度地方債計画において、過疎対策事業債は、前年度比200億円増の5,400億円が計上されたところです。</p> <p>引き続き、各市町村の過疎対策債の要望状況等を踏まえながら、各市町村の取組が円滑に実施できるよう調整を図るとともに、全県の配分額の確保について、関係団体と連携し、国に必要な働きかけを行っていきます。</p> <p>各種支援制度の維持・拡充については、これまで過疎地域持続的発展支援交付金などを活用し支援してきたところですが、今後においても市町村との連携を密にしながら、各市町村が地域の実情に応じた施策が講じられるよう、必要に応じて国に要望していきます。</p> <p>(B)</p>	県南広域振興局	経営企画部	B:1

		十分な財源措置を講じること。				
7月18日	36 物価高騰対策の充実について (1) 市町村による生活者支援及び事業者支援に係る財源の確保及び柔軟な運用の実施について	<p>令和元年度末からの全国的な新型コロナウイルス感染症の影響により、県内の地域経済が長期間にわたって大きな影響を受け、その影響に加え、ロシアによるウクライナ侵略、円安の急速な進行等によるエネルギーや食料品等の価格高騰が続いており、農業者を含む事業者はもとより、市民生活にも大きな影響を及ぼしています。</p> <p>このような状況から、国において、これまで、幾多にもわたる補正予算の計上及び予備費の活用により、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとした様々な対策を講じていただいていることに感謝申し上げます。</p> <p>国では、本年5月8日から新型コロナウイルス感染症の分類を「新型インフルエンザ等」(2類相当)から「5類」に位置付け、それに伴う政策・措置の見直しを行っておりますが、地方自治体においては物価高騰の影響を受けている市民、事業者に対する支援を引き続き実施していく必要がありますことから、次の項目について特段の措置を講じるよう国へ要請していただきますよう要望いたします。</p> <p>(1) 本市では、物価高騰の影響を受けている市民、事業者に対する支援などに全力で取り組んでおりますが、新型コロナウイルス感染症等により疲弊した地域経済の回復を図るためには、現下の物価高騰等に市町村の実情に応じたきめ細かな対策を継続する必要があります。よっ</p>	<p>県では、令和5年6月14日の国に対する「物価高騰・新型コロナウイルス感染症対策に関する提言・要望」において、原油価格・物価高騰や新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、地域住民の生活や地域経済を守るための取組は、広範囲かつ長丁場となっていることから、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、十分な財政措置及び財政基盤の弱い地方公共団体に対する重点的な配分並びに令和6年度以降も取組が必要となることを見据えた「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の柔軟な運用について要望を行ったところです。</p> <p>国においては、令和5年11月に新たに物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を措置し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援事業分として、県内市町村に約31億円の配分を行ったところです。</p> <p>今後においても市町村との連携を密にしながら、各市町村が地域の実情に応じた施策を講じられるよう、必要に応じて国に要望していきます。(B)</p>	県南広域振興局	経営企画部	B:1

		て、市町村が独自に生活者支援及び事業者支援を行えるよう、市町村が必要とする十分な予算を措置するとともに、市町村の実情に応じて柔軟に活用可能な運用を図ることについて国へ要請していただきますよう、要望します。				
7月 18日	3 6 物価 高騰対策 の充実について (2) 観光 関連事業者 に対する物価 高騰対策について	(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、大きく落ち込んだ観光関連産業景況は回復基調にあるものの、完全に回復するには時間を要するほか、光熱水費や食料品等の物価高騰により、経営コストの上昇が進んでいることから、今後観光需要の回復状況や、宿泊業者等観光関連事業者の経営状況を注視しながら、全国規模での観光需要喚起対策や地方経済の活性化策を実施することについて、国へ要請していただきますよう要望します。	県では、令和5年6月14日の国に対する「物価高騰・新型コロナウイルス感染症対策に関する提言・要望」において、原油価格・物価高騰や新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、地域住民の生活や地域経済を守るための取組は、広範囲かつ長丁場となっていることから、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、十分な財政措置及び財政基盤の弱い地方公共団体に対する重点的な配分並びに令和6年度以降も取組が必要となることを見据えた「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の柔軟な運用について要望を行ったところです。 国においては、令和5年11月に新たに物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を措置し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援事業分として、県内市町村に約31億円の配分を行ったところです。 今後においても市町村との連携を密にしながら、各市町村が地域の実情に応じた施策を講じられるよう、必要に応じて国に要望していきます。(B)	県南広 域振興 局	経営企 画部	B : 1